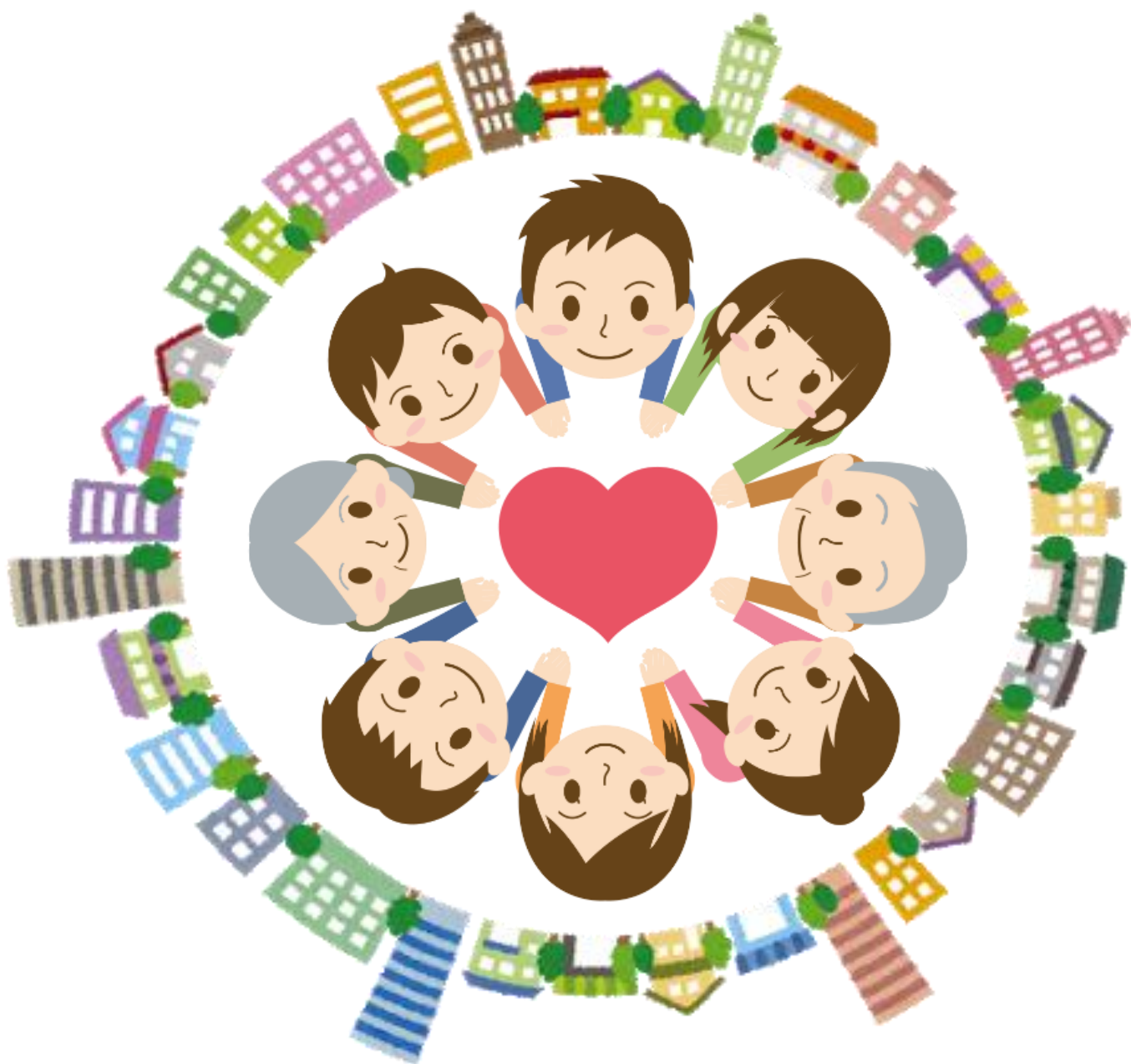


佐野市男女共同参画プラン（第3期）

～ 認める 支える 分かち合う 個性かがやく参画社会 ～



令和2（2020）年3月

栃木県佐野市

は じ め に



急速に進む人口減少や少子高齢化の到来、ライフスタイルや雇用形態の多様化など社会環境が大きく変化しています。このような中、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力ある地域社会を築くためには、あらゆる分野で男女が共に持てる個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが必要です。

本市では、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと2期にわたり「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画について推進を図ってまいりました。また平成28年には市民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成するため「佐野市男女共同参画都市」を宣言しました。しかしながら依然と低い男女平等意識から生ずる解決すべき課題は多く、引き続き取組を推進する必要があります。

令和2年度から新たにスタートする「佐野市男女共同参画プラン（第3期）」では、2期計画の成果と課題を踏まえ「人権を尊重した男女共同参画の意識づくり」「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「男女共同参画を推進する環境づくり」の3つを基本目標とし、各種施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の活躍推進に取り組んでいきたいと考えております。

男女共同参画社会の実現を図るためには、一人ひとりが理解を深め行動することが重要です。3年をかけて準備を進めてきました、日本女性会議の本市開催については、令和元年東日本台風の影響で、残念ながら中止となってしまいましたが、今後も市民、事業所、教育関係者、その他関係機関等の皆様の深いご理解とご協力のもと男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただいた佐野市男女共同参画審議会委員の皆様を始め、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

佐野市長 岡 部 正 英

目次

第1章 計画の趣旨.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけと性格.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	3
第1節 国・県の動き.....	3
第2節 佐野市の動き.....	4
第3章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題.....	5
第1節 佐野市の現状.....	5
第2節 市民アンケートから見える現状.....	10
第3節 第二期計画の推進状況と課題.....	22
第4章 計画の基本的考え方.....	25
第1節 基本理念.....	25
第2節 基本目標.....	25
第3節 計画の体系.....	26
第5章 計画の内容.....	27
基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり.....	27
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	35
基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり.....	44
第6章 計画の推進.....	58
第1節 計画の推進体制.....	58
第2節 関係機関との連携体制の充実.....	58
第3節 計画の調査・点検・審議体制の設置.....	58
第4節 数値目標.....	60
資料編.....	61
1. 佐野市男女共同参画都市宣言.....	61
2. 佐野市男女共同参画推進条例.....	62

3. 佐野市男女共同参画プラン（第3期）策定の経過	66
4. 佐野市男女共同参画審議会規則	67
5. 佐野市男女共同参画審議会委員名簿	68
6. 佐野市男女共同参画推進本部設置要綱	69
7. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿	71
8. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿	72
9. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ	73
10. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	76
11. 男女共同参画社会基本法	81
12. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	85
13. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	94
14. 用語解説	103

本文中に※がついている用語について、解説を記載しています。

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

人口減少と少子高齢化、グローバル化が進展している中で、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

このような中、国においては平成27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、さらに平成28（2016）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」を施行するなど、女性の活躍を重要課題として推進を図っています。また栃木県においても、平成28（2016）年に男女共同参画を推進するため緊要な問題解決に向けて取り組む「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」を策定しました。

これまで本市では2期（平成20年度～令和元年度）にわたる「佐野市男女共同参画プラン」により、男女共同参画社会の実現に取り組み、推進を図ってきました。しかしながら、多様化する現代社会の課題を解決するためには、男女がともに生きやすい社会の実現を図り、女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築がますます重要となります。

「佐野市男女共同参画プラン（第3期）」は、これまでの取組の成果やその検証結果、男女共同参画に関する住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、これからの5年間さまざまな施策に取り組むことで、佐野市において男女共同参画社会の更なる推進を図るために策定をするものです。

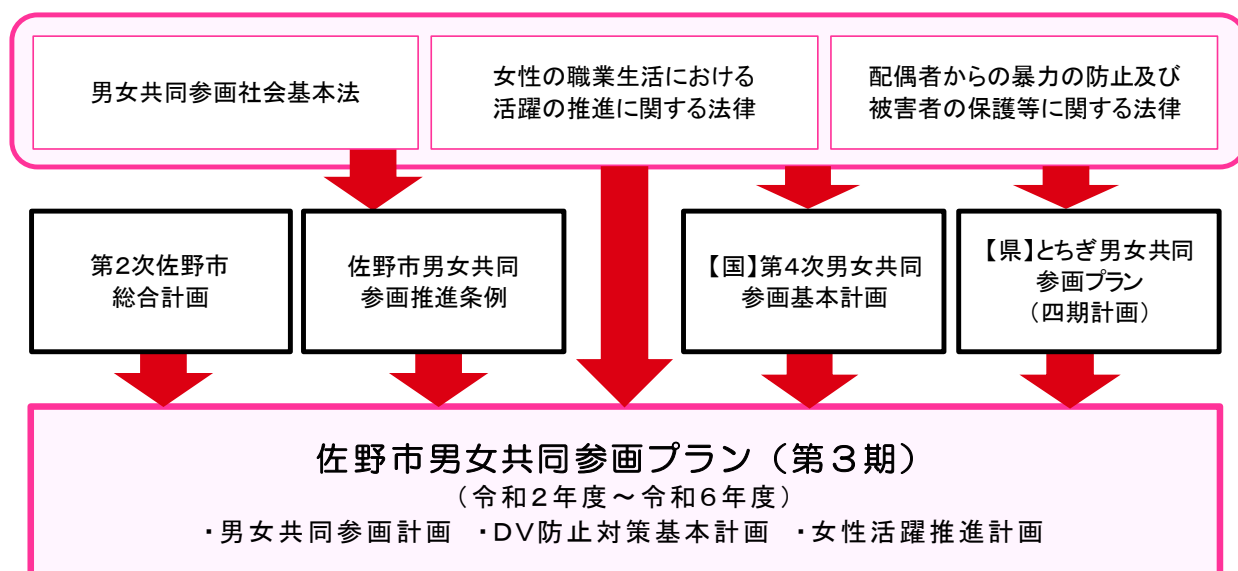
■男女共同参画社会とは■ 男女共同参画社会基本法*第2条から抜粋

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

*本プランより期別表記を第3期とします。

第2節 計画の位置づけと性格

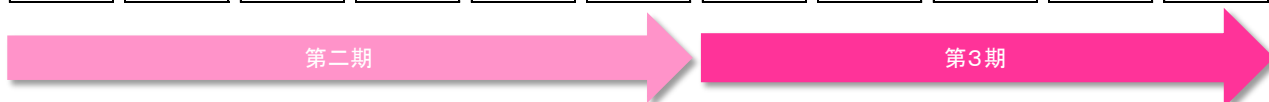
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第2次佐野市総合計画」に基づき策定します。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3、第3項に基づく市町村基本計画です。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条、第2項に基づく市町村推進計画です。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。毎年度、事業の効果検証や評価を実施し、法改正や社会情勢等に変化があった場合を含め、必要に応じて随時見直しを行います。

2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	---------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



第2章 計画策定の背景

第1節 国・県の動き

(1) 国内の動き

わが国においては、平成27（2015）年8月に、女性が自らの希望により働き又は働こうとする思いをかなえることができる社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。法の施行により、従業員数301人以上の民間企業と国、自治体においては、女性の活躍に関する状況の把握や分析に基づいた推進計画の策定を求められ、情報の公表が義務付けられています。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画として、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等の変革や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行等により、女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進、地域における推進体制の強化などを改めて打ち出しています。

平成30（2018）年5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

また「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律」*や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」*が改正されるなど、社会情報が変化する中、様々な法や制度の整備が進められています。

(2) 県の動き

栃木県においては、「とちぎ男女共同参画プラン」を平成13（2001）年3月に策定してから2度の改定を行い、さらに男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、平成28（2016）年3月に、「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」が策定されました。

また同年、女性の活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定されました。

また平成28（2016）年度から、女性をはじめ誰もが自らの希望に応じた形で職業生活と家庭生活の両立ができる、働きやすい職場を増やしていくために、企業や団体等と連携しながら、とちぎの女性を応援する様々な取組を図る「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」が実施されています。

さらに、平成28（2016）年9月には、知事をトップに、官民共同によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍の推進を図るため、「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

第2節 佐野市の動き

平成17（2005）年2月に佐野市、田沼町、葛生町の1市2町が合併して、「佐野市」が誕生し、「男女共同参画課」が設置されました。また、同年7月には旧1市2町の女性団体連絡協議会を発展解消させ、あらたに男女共同参画を推進する「男女共同参画ネットワークさの」が設立されました。

平成18（2006）年6月には、「佐野市男女共同参画推進条例」を制定し、さらに平成20（2008）年には、「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

平成21（2009）年1月には、「佐野市男女共同参画推進センター（パレットプラザさの）」が開館し、男女共同参画社会実現のため市民の活動を幅広く支援するとともに、相談事業や情報の提供など実施しています。

平成25（2013）年4月には、人権が尊重され男女共同参画社会が実現するまちづくりのため、人権推進課と男女共同参画課が統合し、人権・男女共同参画課となりました。

平成26（2014）年には、「佐野市男女共同参画プラン」策定後の社会状況やプランの検証、さらに配偶者等からの暴力対策の推進を図り、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に進めていくため、「佐野市男女共同参画プラン（第二期）」をあらたに策定しました。

平成28（2016）年6月には、市民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成するとともに、佐野市の積極的な取組の姿勢を市内外に発信するため、「佐野市男女共同参画都市宣言」を行いました。また同年11月には、建物の老朽化や利用者のさらなる利便性を図るため、現在地に「佐野市男女共同参画推進センター」を移転しました。

令和元（2019）年10月に開催を予定していた「日本女性会議2019さの」は、台風による甚大な被害により大会目前に中止となりましたが、男女共同参画の視点で社会の様々な課題に関する解決策を探る全国大会として、多くの市民や各種団体が開催決定から3年にわたり企画や運営などに携わり、男女共同参画社会の実現に関する気運を高めました。

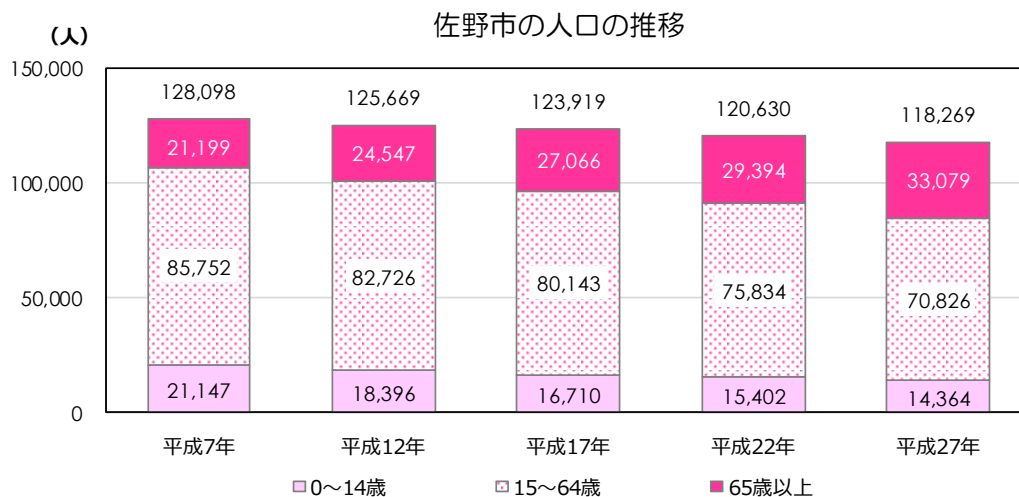
第3章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題

第1節 佐野市の現状

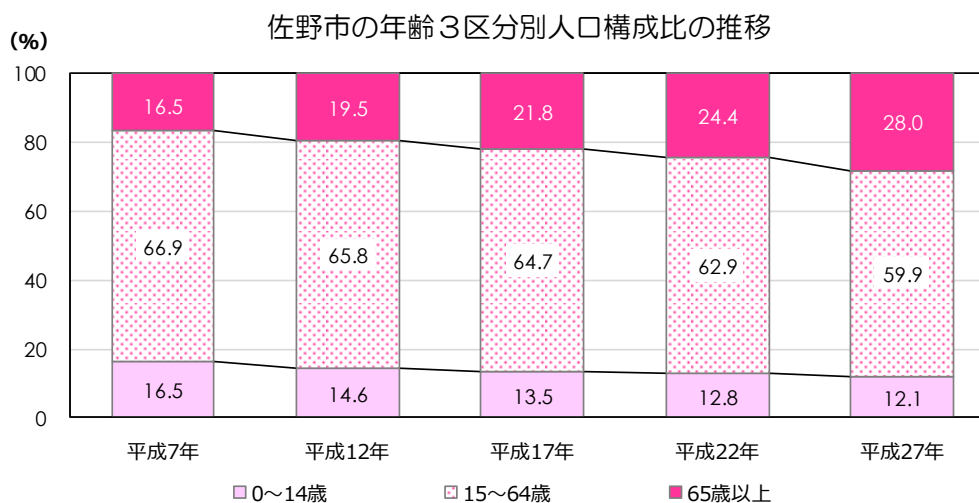
(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成7(1995)年での128,098人に対し、平成27(2015)年では118,269人と9,829人の減少となっています。

年齢3区分別の構成比では、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成7(1995)年での16.5%に対し、平成27(2015)年では28.0%と、11.5ポイントの増加となっています。一方、0～14歳の年少人口はこの間に4.4ポイント、人数では6,783人減少しました。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

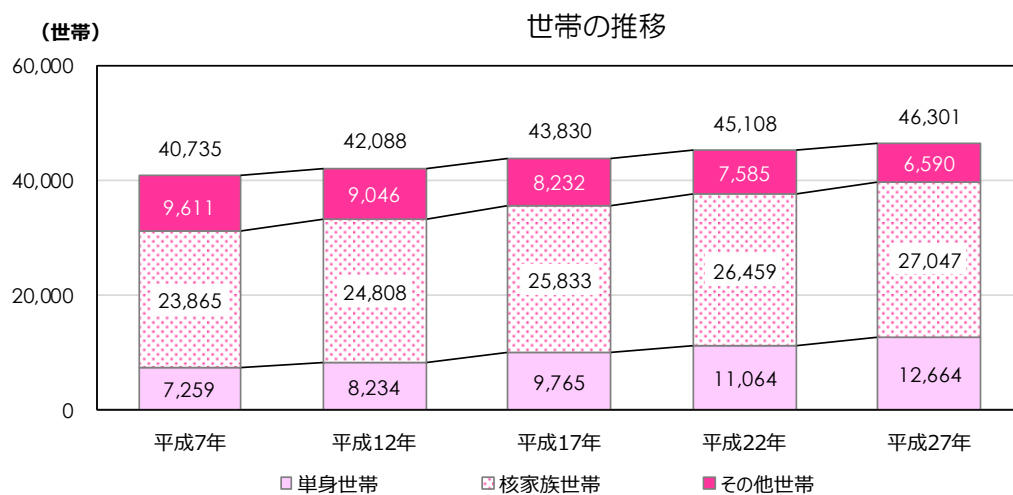


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

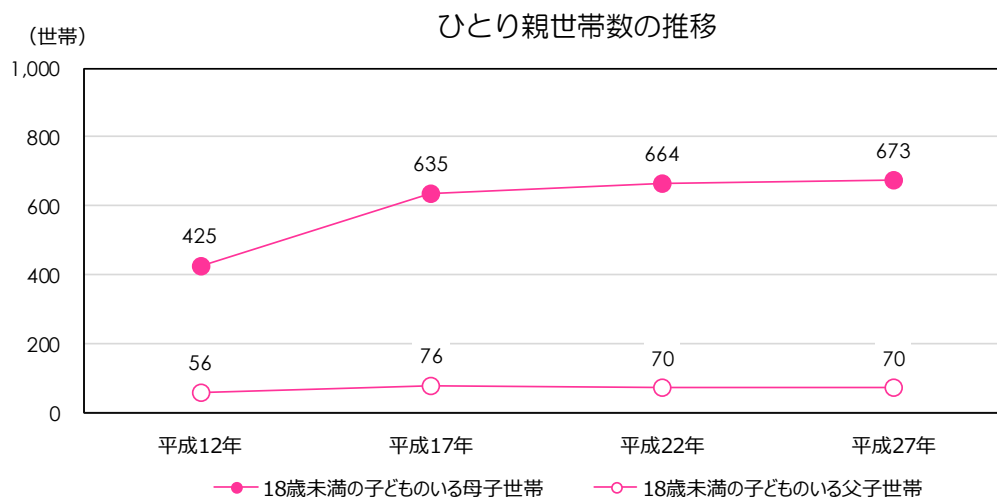
(2) 家庭類型の推移

人口の減少が進む一方で、一般世帯数の総数は増加が続いています。世帯区分別に内訳をみると、平成7年以降、単身世帯と核家族世帯が増加し、その他世帯（三世同居等世帯）は減少しています。特に単身世帯は、平成17年から平成22年までの5年間で1,299世帯、平成22年から平成27年までの5年間で1,600世帯増加しています。

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成12年から平成17年にかけて210世帯（49.4%）増加し600世帯を超えて以降、平成27年までゆるやかな増加が継続する一方、もともと数の少ない父子世帯数は、平成12年から平成17年にかけて20世帯（35.7%）増加しましたが、その後は70世帯程度で推移しています。



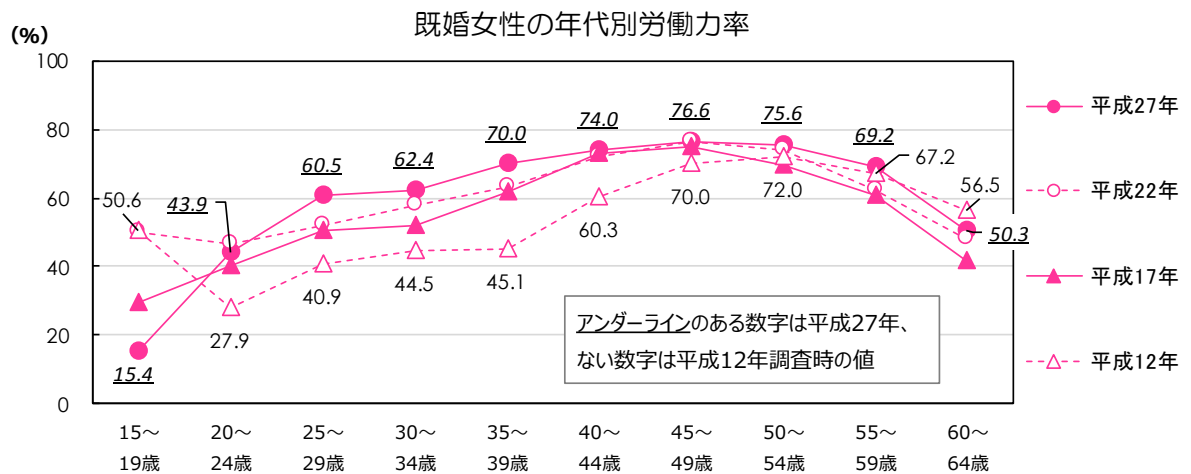
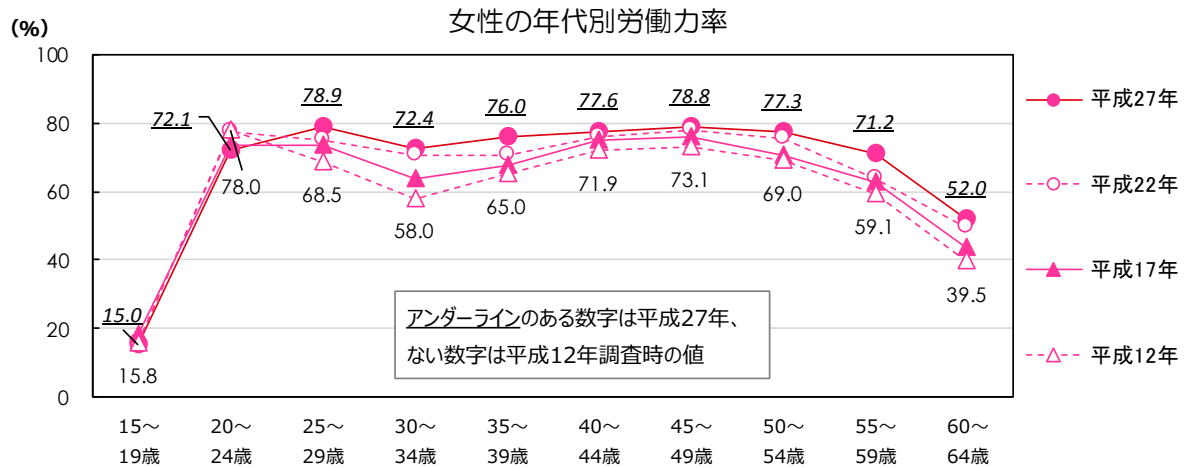
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

(3) 女性の就業の状況

本市の女性の年齢別労働力率※は、平成12年以降、25歳以上64歳までの全ての年代で調査の度に上昇しており、30～34歳の年代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字カーブ」※は緩和されてきています。この緩和は、既婚女性の労働力率が上昇したことが主な理由で、平成12年と平成27年を比較すると、25歳から44歳までの年代の労働力率は20ポイント前後高くなっています。



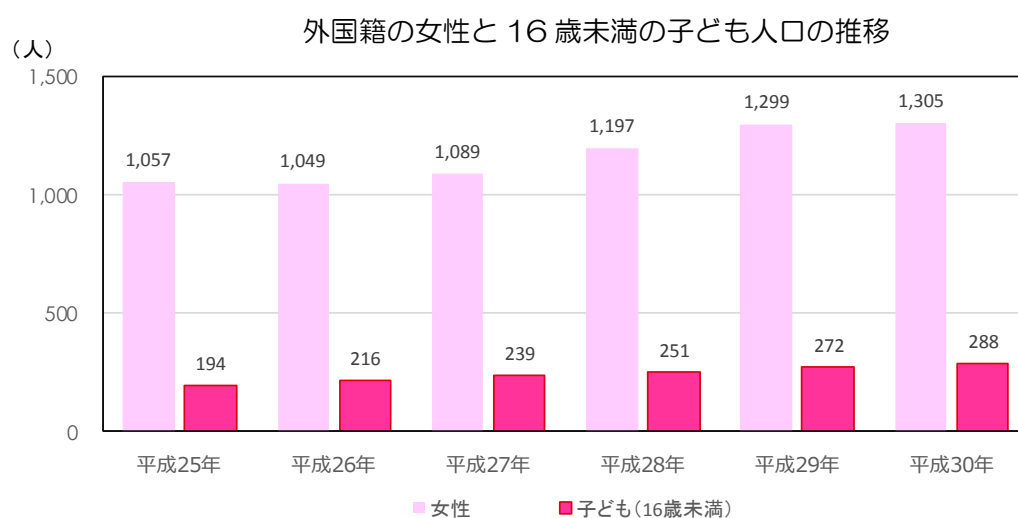
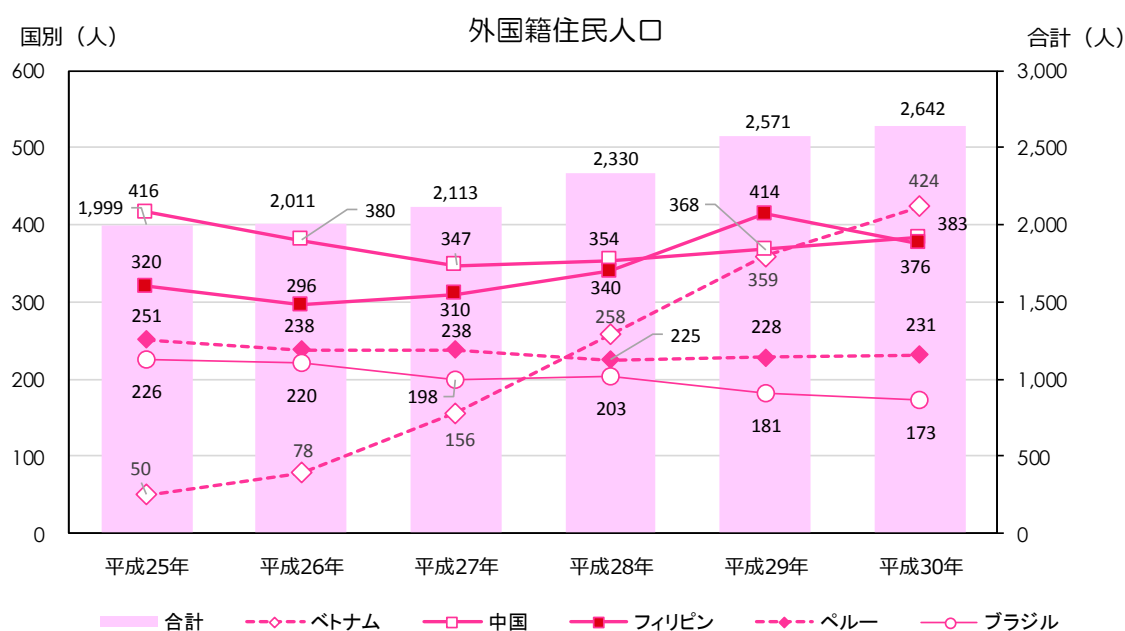
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

(4) 外国籍住民人口の推移

本市の平成30年12月31日時点での外国住民数は48の国と地域からの2,642人で、平成25年からの5年間で643人(32.2%)増加しました。

国別人口では、平成30年12月31日時点で、アジアと南米の国が上位5位までを占めています。平成25年からの推移をみると、ベトナムからの人が急速に増えていることがわかります。

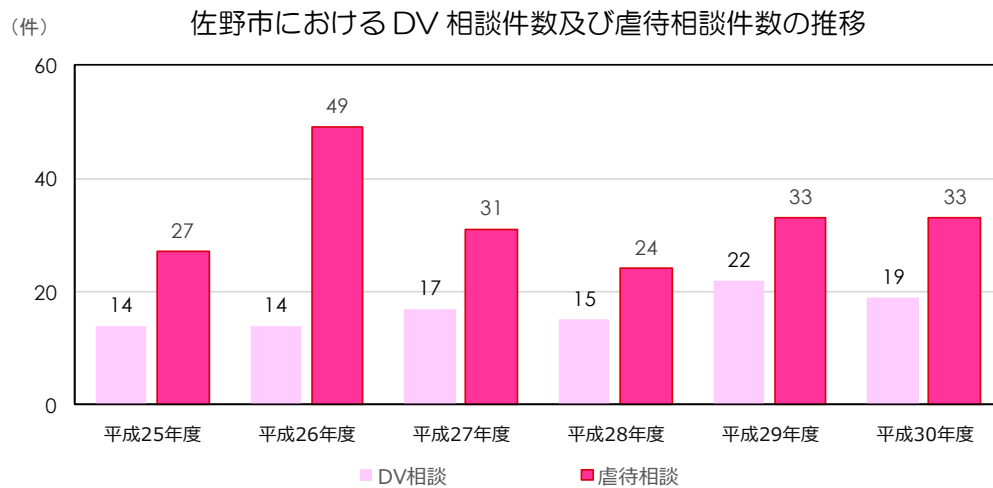
外国籍の女性及び16歳未満の子ども人口も増加傾向にあります。平成30年12月31日時点で女性と子どもは1,305人と288人で、それぞれ5年間で248人(23.5%)と94人(48.5%)増加しました。



(5) DV 等相談件数の推移（家庭児童相談室対応分）

本市のDVに関する相談件数は、年により増減がみられますが、平成29年度は22件、平成30年度は19件となっており、平成28年度以前と比較してやや多くなっています。

また、虐待関係の相談件数の推移には明らかな増加や減少の傾向はみられません。30件をはさんで、年による増減が継続しています。



出典：佐野市

第2節 市民アンケートから見える現状

(1) 市政に関するアンケート調査結果より

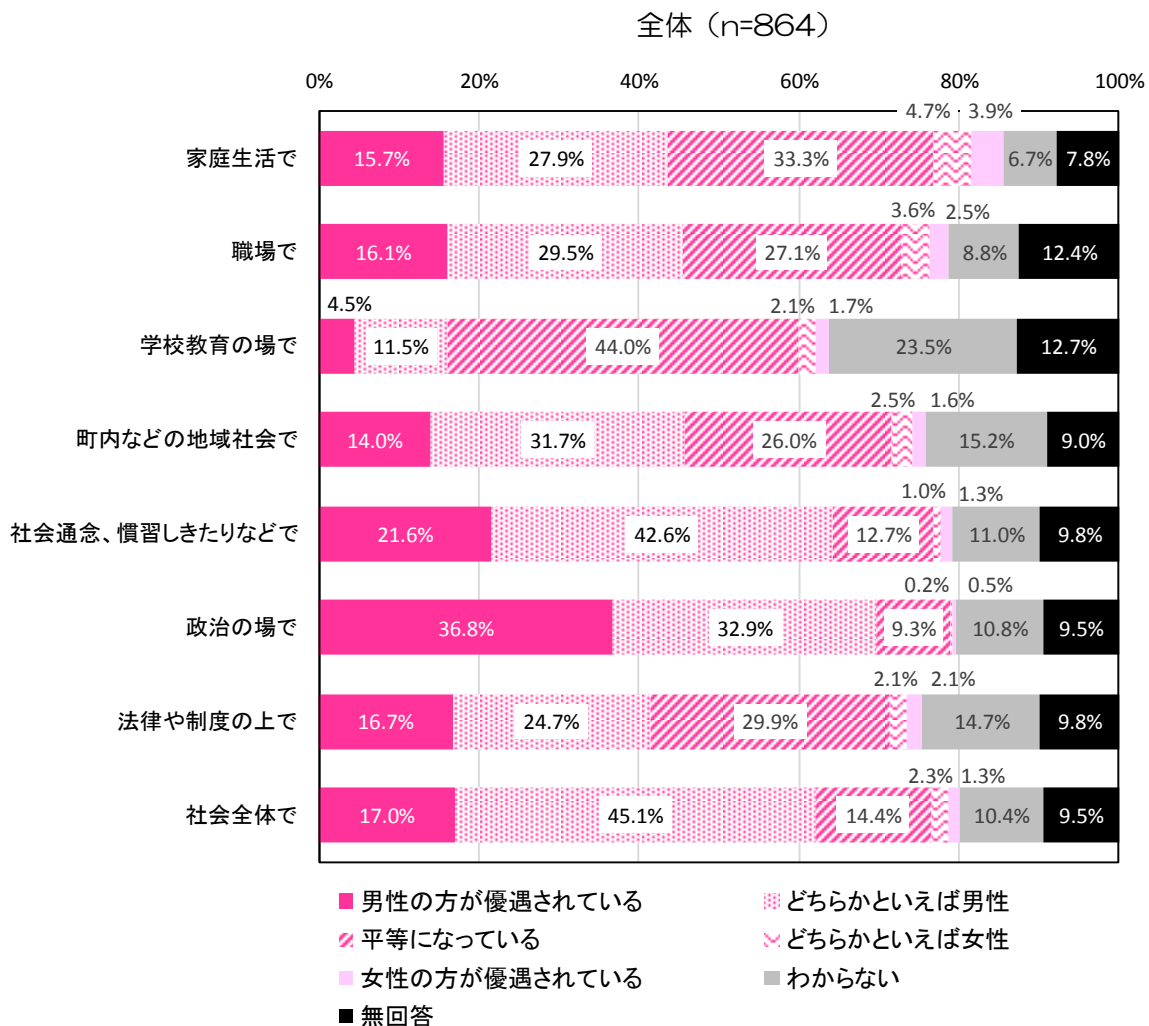
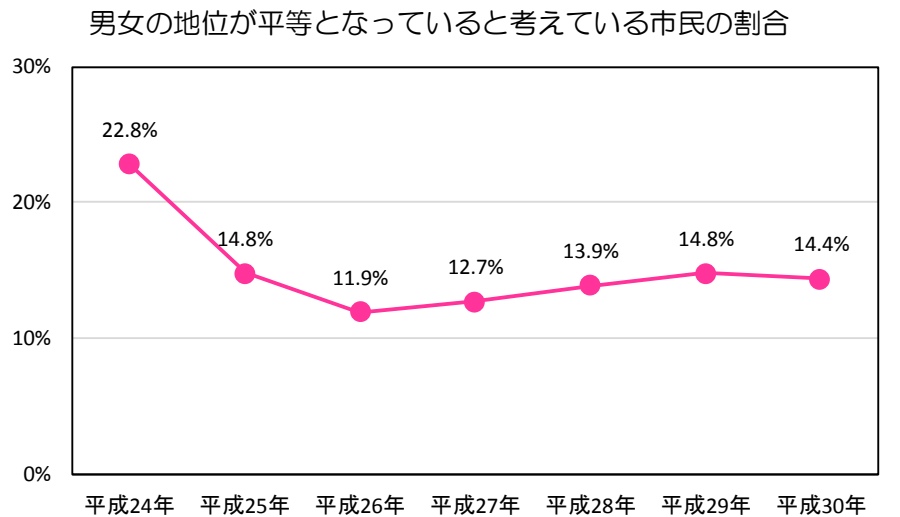
総合計画によるまちづくりについて、市民の意見を把握し、今後の施策の基礎資料とするため実施した市政に関するアンケート中の、男女共同参画に関する調査結果を検証します。

■調査方法等

調査対象	満18歳以上の男女
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	平成30年12月14日～平成31年1月15日
有効回答数（回収率）	864件（43.2%）

① 男女平等について

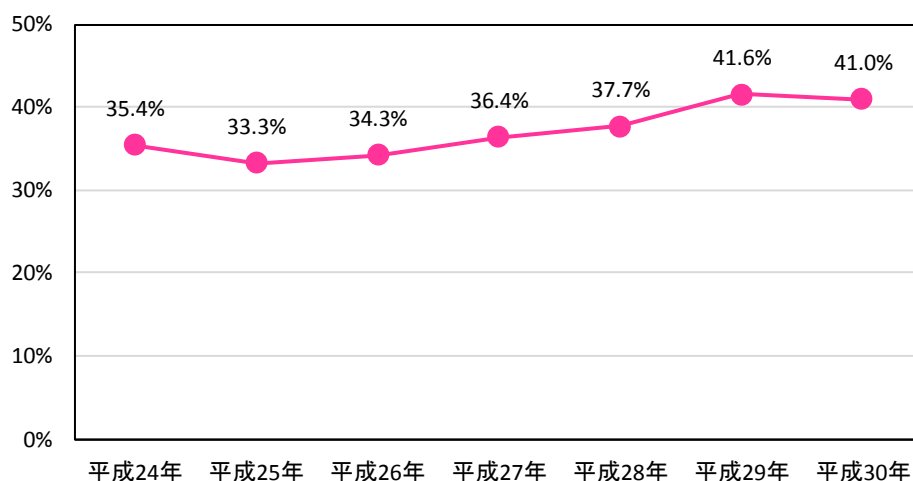
社会全体で「平等となっている」と考える割合は、平成24年度に22.8%でしたが、平成25年度には14.8%、平成26年度には11.9%まで下がりました。平成27年度以降は回復傾向にあり、平成30年度は14.4%となっています。



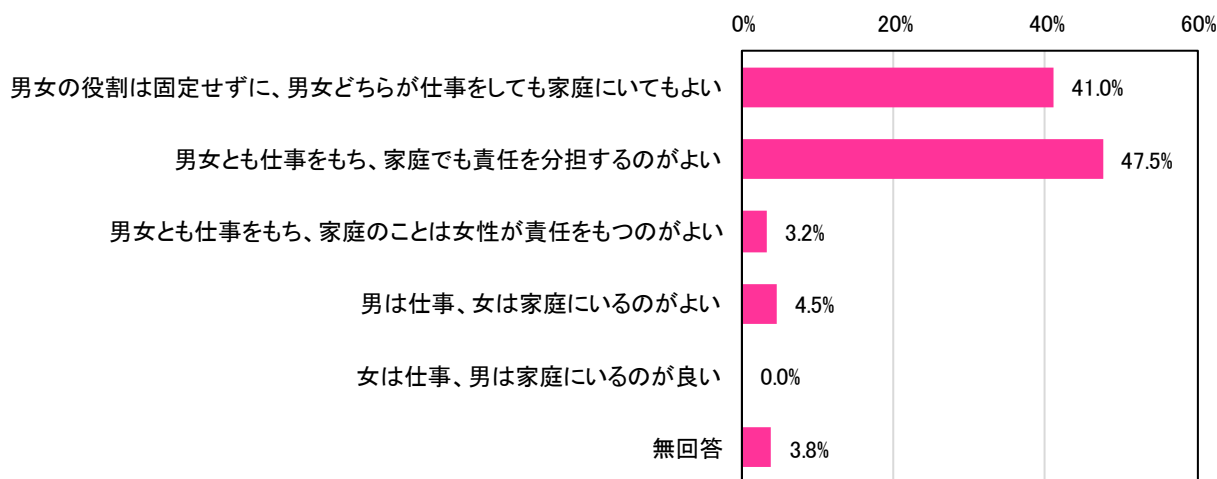
② 男女の役割意識について

男女の役割意識について、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が47.5%と多く、次いで「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしていても家庭にいてもよい」が41.0%と、固定的な性別役割分担意識※は改善されつつあると考えられます。

男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよいと考えている市民の割合



全体 (n=864)



(2) 男女共同参画に関するアンケート調査結果より

本市における男女共同参画に関する「市民の意識」及び「事業所の実態」を把握し、今後の男女共同参画行政を効果的に推進するため調査結果を検証します。

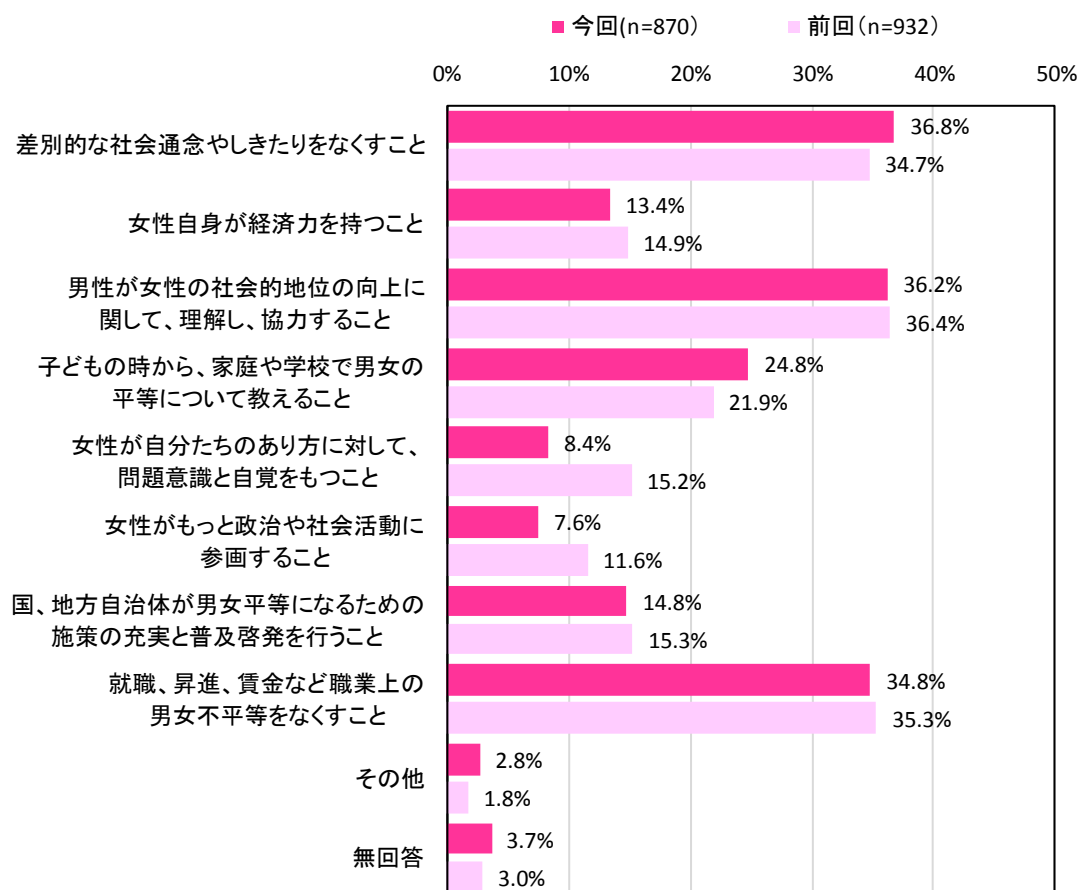
■ 調査方法等

	市民意識調査	事業所実態調査
調査対象	市内に居住する満20歳以上の男女	市内にある従業員が5人以上の民営事業所
標本数	2,000人（男女各1,000人）	100社
抽出方法	住民基本台帳（平成30年10月1日現在）からの等間隔無作為抽出	総務省経済センサス基礎調査（平成26年）により、業種別各層による無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収 調査期間中に、はがきによる礼状・督促状を1回送付	
調査基準日	平成30年11月1日	
調査期間	平成30年10月24日～平成30年11月9日	
有効回答数（回収率）	870件（43.5%）	45件（45%）

■ 主な調査結果

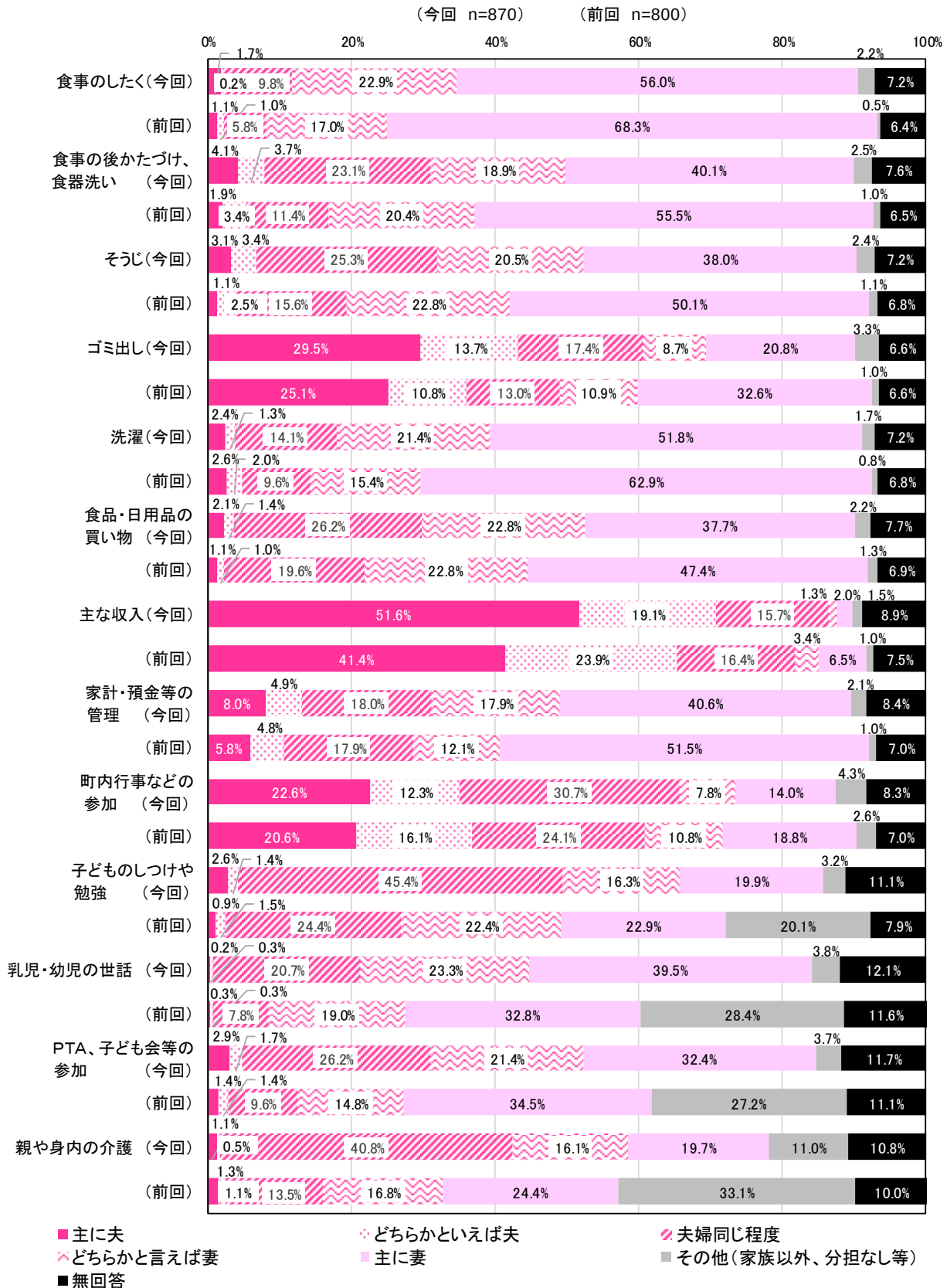
① 男女が平等になるために必要なことについて（市民意識調査）

「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」、「男性が女性の社会的地位の向上に関して、理解し、協力すること」、「就職、昇進、賃金などの職業上の男女不平等をなくすこと」が前回同様に3割台と高くなっています。また「子どもの時から、学校で男女平等について教えること」が24.8%と前回より2.9ポイント高くなっています。



② 家庭での役割分担について（市民意識調査）

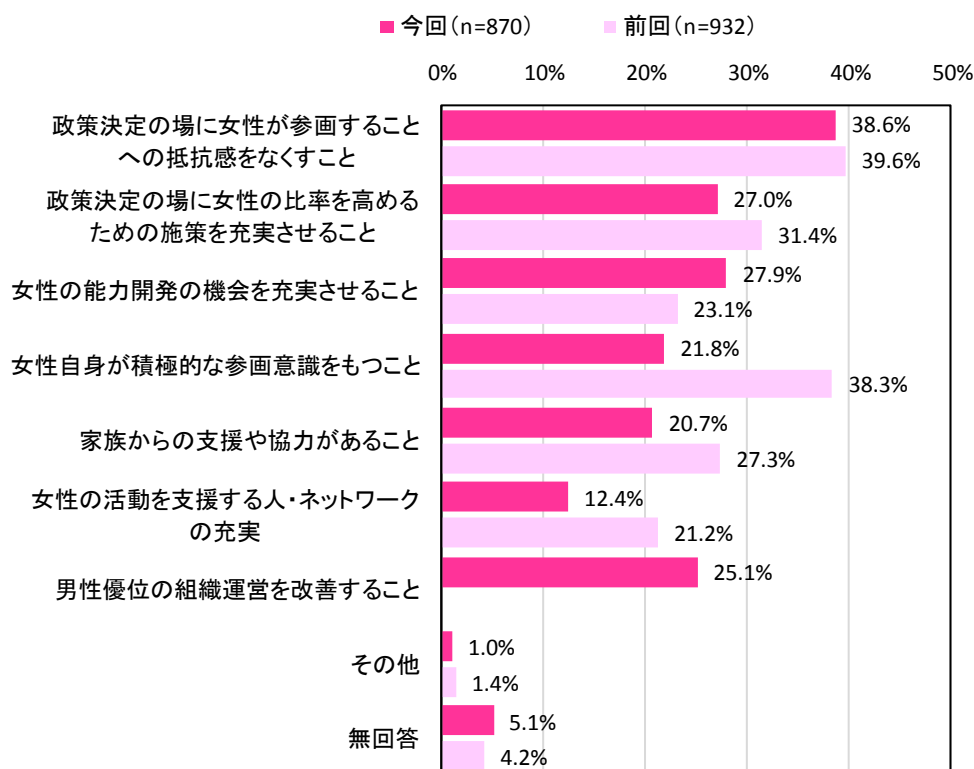
「主に夫」と回答した割合は、「主な収入」や「ゴミ出し」、「町内行事などへの参加」が高くなっています。一方「主に妻」は、「食事のしたく」や「洗濯」など家庭での役割の多くを女性が担っている状況にあります。「夫婦同じ程度」は、「子どものしつけや勉強」や「親や身内の介護」が高い状況にあります。



③ 政策方針決定の場への女性の参画について（市民意識調査）

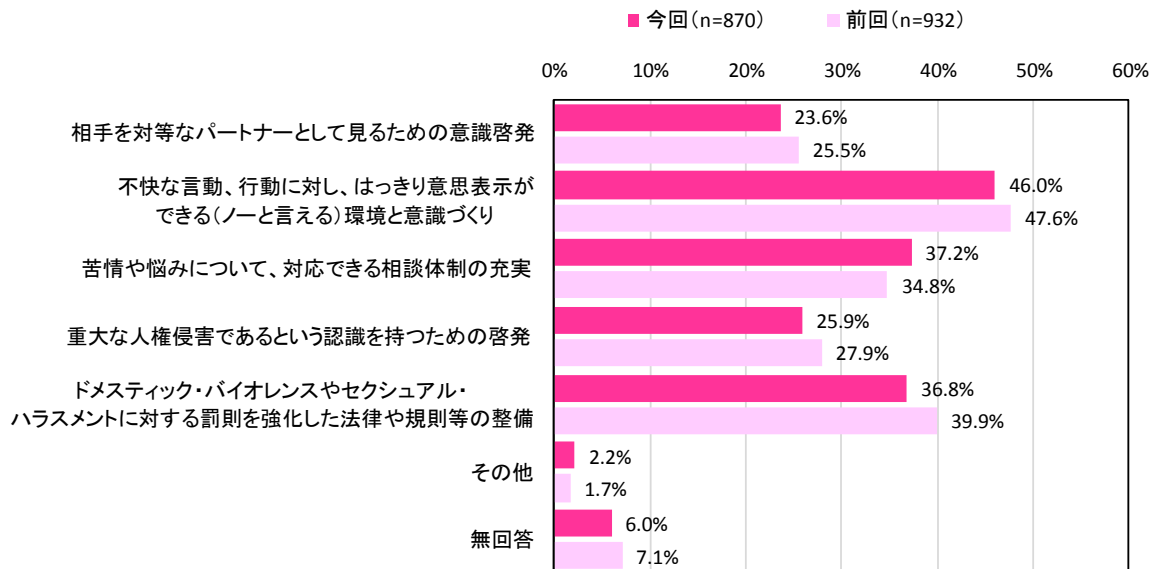
「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が38.6%と多く、「女性の能力開発の機会を充実させること」が前回より4.8ポイント高く27.9%となっています。

今回新たに設問した「男性優位の組織運営を改善すること」は25.1%となっています。



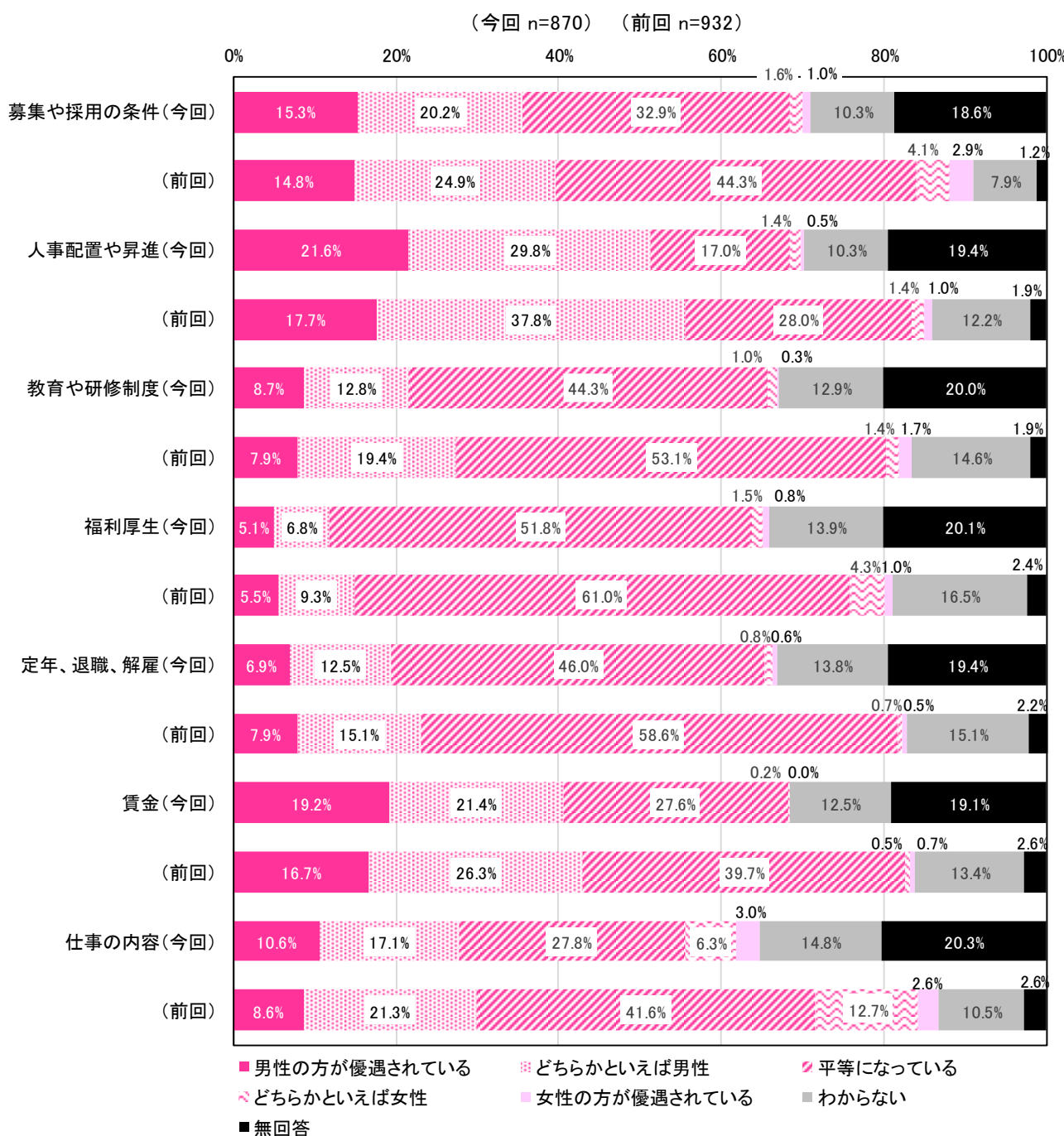
④ DVやセクハラをなくするためには（市民意識調査）

「不快な言動、行動に対し、はっきり意思表示ができる（ノーと言える）環境と意識づくり」が46.0%と多く、次いで「苦情や悩みについて、対応できる相談体制の充実」が前回より2.4ポイント高く37.2%となっています。また、「ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※に対する罰則を強化した法律や規則等の整備」も前回同様に多くなっています。



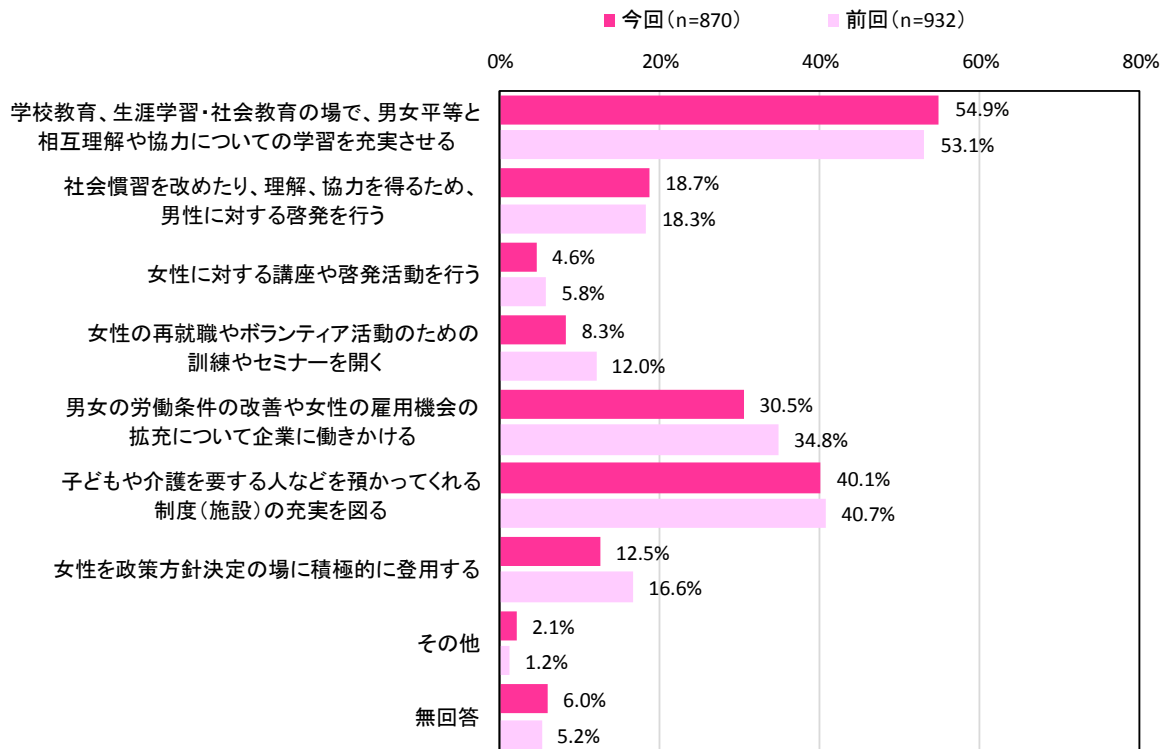
⑤ 職場における男女の平等感について（市民意識調査）

職場において男女が平等になっていると答えた割合が「人事配置や昇進」は17.0%と低く、次いで「賃金」27.6%、「仕事の内容」27.8%が低い状況となっています。



⑥ 男女共同参画を推進するための市の取組について（市民意識調査）

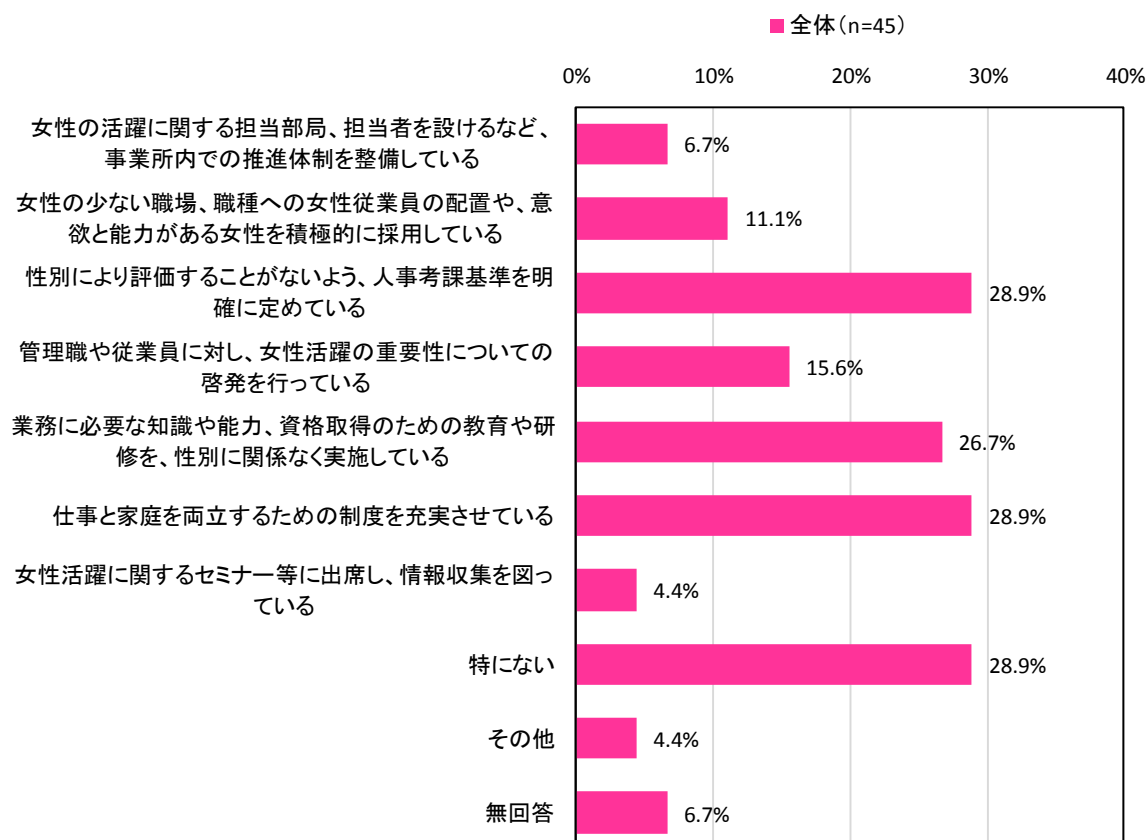
市民が行政に求める取組については、「学校教育、生涯学習・社会教育の場で、男女平等と相互理解や協力についての学習を充実させる」が54.9%と最も高くなっています。次いで「子どもや介護を有する人などを預かってくれる制度（施設）の充実を図る」が40.1%、「男女の労働条件の改善や女性の雇用機会の拡充について企業に働きかける」が30.5%となっています。



⑦ 女性従業員が活躍するための現在の取組について（事業所実態調査）

今回初めて行った事業所実態調査において、女性従業員が活躍するための取組は「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」と「仕事と家庭が両立されるための制度の充実」が28.9%となっています。「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関わりなく実施している」が26.7%となっています、

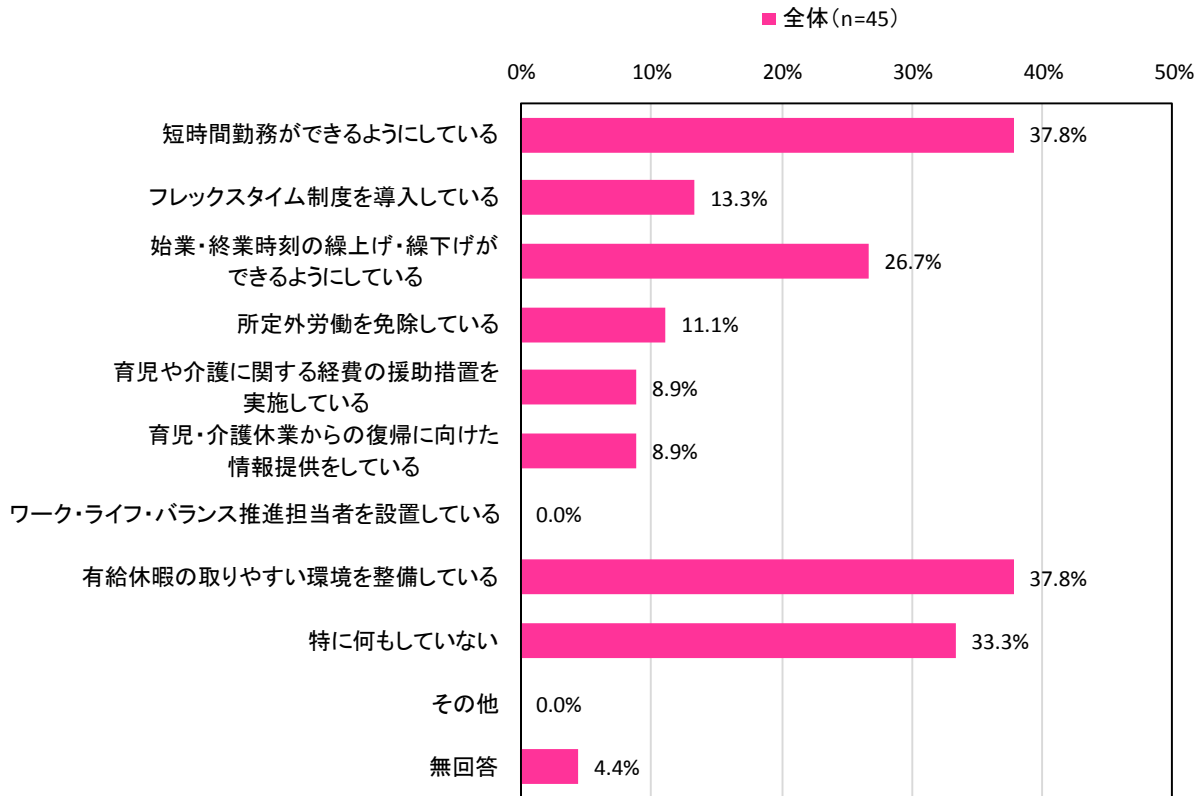
一方、28.9%が「特に取組をしていない」と回答しています。



⑧ ワーク・ライフ・バランス*を推進するための取組について（事業所実態調査）

「短時間勤務ができるようにしている」と「有給休暇の取りやすい環境を整備している」がともに 37.8%となっています。次いで、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げができるようにしている」が 26.7%となっています。

一方、33.3%が「特に何もしていない」と高い割合になっています。



第3節 第二期計画の推進状況と課題

I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

「男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合」は目標値 25.5%に対して現状値 14.4%となっており、平成 25 年度の 14.8%以降 10%台を推移しています。一方、「男女共同参画講演会、研修会等参加人数」や「男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数」は目標を達成することができました。

今後も男女共同参画の意識づくりを継続して実施する必要性があり、講座や講演会は市民の方が理解しやすいような内容に工夫し、意識改革に取り組む必要があります。

特に男性が家庭の参画を図れるよう、意識改革やワーク・ライフ・バランスに関する啓発に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会の実現を阻む一因であるDV等について、引き続き防止に向けた啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向	指 標	数値目標			担当課
		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 30 年度)	
1. 社会制度や慣行の見直し・意識改革	男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	22.8%	14.4%	25.5%	人権・男女共同参画課
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	人権尊重を基盤とした男女平等教育の実施	全校全学年実施	全校全学年実施	継続して全校全学年実施	学校教育課
	家庭教育推進講座受講者数	1,034 人	732 人	1,150 人	生涯学習課
	男女共同参画講演会、研修会等参加人数	364 人	1,403 人	385 人	人権・男女共同参画課
3. 男女の人権の尊重	人権講演会（ハートフルフェスタ）の参加者数	716 人	778 人	800 人	人権・男女共同参画課
	ビデオ、雑誌自販機の立ち入り調査実施回数	月 1 回	月 1 回	月 1 回	少年指導センター
4. 配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）	男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数	114 時間	126 時間	120 時間	人権・男女共同参画課

（数値目標は、計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値）

Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

多くの項目で基準値を超え、さらに半数の項目で目標値に達することができました。なかでも、「男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよいと考えている市民の割合」が41.0%と、固定的な性別役割分担意識について改善に向かっていると考えられます。

活力ある地域社会を継続するためには、政策方針決定の場への女性の参画や働く場、地域社会等、あらゆる分野において男性だけでなく女性が活躍できるよう施策を推進する必要があります。特に働く女性の環境整備を進めるため、人材育成やキャリアアップに関する啓発や事業を推進する必要があります。

施策の方向	指 標	数値目標			担当課
		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 30 年度)	
5. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	国際交流協会主催の各種行事の延べ参加者数	3,028 人	1,354 人	3,400 人	広報・地域連携課
6. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合*1	17.1%	22.6%	19.5%	人権・男女共同参画課
	女性の認定農業者数	8 人	17 人	10 人	農政課
7. 女性のエンパワーメント*の促進	女性リーダー育成のための研修会等参加者数	11 人	73 人	35 人	人権・男女共同参画課 生涯学習課
	女性の再就職相談会の相談件数	26 件	21 件	34 件	人権・男女共同参画課
8. 働く場における男女共同参画の推進	公正採用選考人権啓発推進員設置企業数	69 社	194 社	80 社	産業立市推進課
	家族経営協定締結戸数	66 戸	78 戸	100 戸	農政課
9. 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよいと考えている市民の割合	35.4%	41.0%	40.0%	人権・男女共同参画課
	消費者生活講座（楽しいくらしの講座）参加人数	218 人	165 人	250 人	交通生活課
	市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	65.1%	59.9%	66.0%	市民活動促進課
	防災講習会開催回数	14 回	38 回	20 回	危機管理課

*1 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①審議会等委員 ②市役所部課長（一般事務職） ③小中学校長 ④小中学校教頭 ⑤自治会長⑥市長・副市長⑦市議会議員

Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

ほとんどの項目が基準値を超え、その中の多くの項目が目標値に達することができました。男女共同参画を推進するためには環境づくりを継続していくことが重要です。

多様化する社会において、子育てや介護、その他困難な状況にある人に対し、男女共同参画社会の視点に立った環境整備や支援の充実に取り組む必要があります。また男女が生涯にわたり生きやすい社会をつくるため健康づくりの支援を図る必要があります。

施策の方向	指 標	数値目標			担当課
		基準値 (平成 24 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 30 年度)	
10. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	ファミリー・サポート・センター※会員数	831 人	1,216 人	1,010 人	こども課
	0 歳児・1 歳児の入所児童数	369 人	572 人	599 人	保育課
	延長保育を実施している保育園等の数	9 か所	14 か所	14 か所	保育課
	病児・病後児保育を実施している保育園等の数 (体調不良児対応型)	2 か所	4 か所	4 か所	保育課
	地域子育て支援拠点事業を実施している施設数	5 施設	7 施設	7 施設	保育課
	放課後児童クラブ(こどもクラブ)箇所数	25 箇所	38 箇所	36 箇所	こども課
	市指定の介護保険事業者数	39 事業者	104 事業所 (県所管の居宅介護支援事業所が市に移管されたため)	47 事業者	介護保険課
	介護研修参加人数	82 人	76 人	100 人	いきいき高齢課
11. 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	特定健康診査(国民健康保険被保険者 40 歳以上)受診率	19.1%	24.5%	30.0%以上	健康増進課
	発達段階に応じた性教育の実施	全校全学年実施	全校全学年実施	継続して全校全学年実施	学校教育課

第4章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。そこで、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、市民と事業者、行政が協働して推進していくものです。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性同一性障がい等に対する配慮
- (9) 国際的協調

第2節 基本目標

【基本目標Ⅰ】人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、また「日本女性会議2019さの」の開催に向けて醸成した気運を基に、男女共同参画の理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

【基本目標Ⅱ】あらゆる分野における男女共同参画の推進

働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

【基本目標Ⅲ】男女共同参画を推進する環境づくり

男女共同参画社会を推進するため、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力への対策や、子育てや介護、貧困、さらに国際的視野に立った環境の整備に取り組みます。また男女が生涯にわたり健康であるための環境づくりを推進します。

※本計画の施策において、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解促進を図ります。

第3節 計画の体系

基本目標	施策の方向	施策
Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 男女が人生 100 年時代をともに歩むための意識改革	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
		(3) 男女がともに歩むための男女共同参画の推進
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(4) 男女平等を推進する学校教育の充実
		(5) 男女共同参画を推進する社会教育の充実
		(6) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
	3 男女の人権の尊重	(7) 男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実
		(8) メディアにおける男女の人権の尊重
		(9) LGBT 等に配慮した男女共同参画の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	4 働く場における女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	(10) 女性が能力を発揮しやすい環境づくり
		(11) 女性の人材育成・キャリアアップ
		(12) 女性の再チャレンジ支援の促進
		(13) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進
	5 行政・家庭生活・地域活動等における男女共同参画の推進	(14) 農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進
		(15) 政策、方針決定過程への女性の参画
		(16) 行政における男女共同参画の推進
		(17) 家庭生活における男女共同参画の促進
		(18) 地域活動における男女共同参画の促進
		(19) 男女共同参画推進団体との連携及び支援
Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり	6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 【DV 対策基本計画】	(20) 男女共同参画の視点による防災対策
		(21) D V 防止に向けた啓発活動の促進
		(22) 相談支援や緊急時における安全の確保
		(23) 被害者の自立支援
	7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進	(24) 関係機関との連携
		(25) a 子育てに対する社会的支援の充実 b 介護に対する社会的支援の充実 c 高齢者に対する社会的支援の充実
		(26) 自立した家庭生活のための支援
	8 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	(27) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進
		(28) 性差を踏まえた総合的な健康づくり支援
		(29) 母性保護と母子・父子健康の充実

※太字（斜体）は重点施策

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1

男女が人生 100 年時代をともに歩むための意識改革

私たちは「人生 100 年時代」という時代の転換期を迎えようとしています。これまでの生き方や働き方、男女のあり方等をあらためて見つめなおし、誰もが生きやすい社会の実現に向けてより一層の取組が必要となります。

また、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つに「ジェンダー平等の実現」が取り上げられ、性別に関わらず、若者から高齢者までの全ての人が能力と個性を十分に発揮し、元気で安心して暮らし続けることが重要です。

しかし、私たちの社会制度やこころの中には、いまだ性別による区分や役割分担の意識が色濃く残っています。

本市では「佐野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会づくりを本格的に開始してから 10 年余りが経過しましたが、市政に関するアンケート調査における、「男女の地位が平等になっている」と考える市民の割合はいまだ低い状況にあります。そうした状況を鑑み、男女共同参画の更なる浸透を図るため、広報・啓発活動の強化を通じた意識改革を推進します。

施策（1）男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	「広報さの」による啓発	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」へ分かりやすく情報を掲載します。	人権・男女共同参画課
2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
3	リーフレット等による啓発・情報の提供	男女共同参画に関するリーフレット等による啓発・情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課
4	小学生標語・作文の募集	男女共同参画の理解を進めるため、小学生の標語・作文を募集し、啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
5	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークさの主催による団体企画実践講座を支援します。	人権・男女共同参画課
6	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークさのと共催で講演会を開催します。	人権・男女共同参画課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
7	男女共同参画推進センター機能の充実	男女共同参画推進の拠点施設として、図書・資料の収集による情報発信を行うとともに、センター機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
8	【新規】 男女共同参画に関する情報提供の強化	男女共同参画について幅広い世代へ意識の醸成を図るため、ホームページやSNSを活用した情報提供の強化を行います。	人権・男女共同参画課

施策（2）男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	意識改革の推進	社会的性別（ジェンダー※）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を、広報紙や情報紙、リーフレット、ホームページなど活用し推進を図ります。	人権・男女共同参画課
2	職員研修の実施	市民のロールモデルとなるよう、職員に対し男女共同参画の理解を深めるための研修を実施します。	人権・男女共同参画課
3	保育所、小中学校における慣行の見直し	性別にとらわれず、一人一人の個性、能力を伸ばし、自立を促す保育、教育を行います。	保育課 学校教育課

施策（3）男女がともに歩むための男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	県等が主催する講座等の情報提供	男女共同参画について理解を深めるため、県等が主催する講座等の情報を提供します。	人権・男女共同参画課
2	【新規】 男性の家事、育児、介護等参画の推進	男性が家事、育児、介護等へ参画するための啓発や情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課
3	一日保育士体験事業	各公立保育所において保護者（父・母）が各クラスに入り、「保育士」を体験します。	保育課
4	ママパパ（ファミリー学級）の開催	初めてお子様を迎えるご家族を対象に妊娠・出産・育児について一緒に学ぶ教室を実施します。	健康増進課
5	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のための啓発・情報の提供を行います。	産業立市推進課

施策の方向2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりの活動においては、固定観念に基づいて語られる「男性は…」、「女性は…」で始まる「あるべき」論の見直しを図ることが重要です。その点において、大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校教育や家庭、地域での教育や学習の機会において、男女共同参画の視点に立って行うことが求められています。

平成28年の内閣府の調査で男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは、「学校教育の場」の66.4%であることが明らかにされています。しかし、その割合は「家庭生活」では47.4%、「地域活動の場」では47.2%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では29.7%まで低下しています。本市の市政に関するアンケート調査にみられる平等観も傾向は同様ですが、数値は低く、「学校教育の場」では44.0%、「家庭生活」では33.3%、「地域活動の場」では26.0%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では12.7%となっています。

学校教育の場をはじめ、家庭や地域社会においても、継続して男女共同参画に関する教育・学習を実施することが重要となっています。

施策（4）男女平等を推進する学校教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	道徳教育・人権教育の推進	人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を推進します。	学校教育課
2	男女平等観に立ったキャリア教育の推進	小中学校において、学級活動を中心に、男女平等観に立ったキャリア教育、自分のよさや個性を伸ばすキャリア教育を推進します。	学校教育課
3	中学生マイ・チャレンジ事業（総合的な学習や学校行事等でのボランティア活動、職場体験）	中学2年生対象のマイ・チャレンジ（職場体験）事業や学校行事での地域ボランティア活動などを通して、奉仕の精神や思いやりの心を育むとともに、性差にとらわれない望ましい職業観を育成します。	学校教育課
4	生活科・家庭科等の授業での学習・指導	生活科・家庭科等の授業で、男女が共に担う家庭生活の在り方について学習します。	学校教育課
5	専門医による性に関する指導推進事業	医師会の協力を得て、専門医による性に関する指導を行い、生徒の理解を深めます。	学校教育課
6	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における性に関する指導	教科（道徳を含む）、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行います。	学校教育課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
7	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育の推進	教科（道徳を含む）、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育成します。	学校教育課
8	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性同一性障がいなどの資料の収集を行います。	学校教育課
9	教職員の性に関する指導の研修及び小中学校における性に関する指導方法の研究	教職員の性に関する指導の研修及び小中学校における性に関する指導方法の研究を推進します。	学校教育課
10	道徳科や学級活動における家庭との連携	道徳科や学級活動の時間に、自分の成長を振り返り家族への感謝の気持ちを書いたり、保護者から誕生のときの手紙を渡したり、家庭で命について話す機会を設けるなど、家庭との連携の在り方を工夫します。	学校教育課
11	性に関する相談の実施	健康相談の中で、思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。養護教諭等が、思春期の性などに関する相談を随時受け付けます。	学校教育課 健康増進課

施策（5）男女共同参画を推進する社会教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	男女共同参画を推進する団体による事業の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークさの主催による講座や講演会を実施します。	人権・男女共同参画課
2	楽習出前講座の実施	楽習講師及び市職員を派遣し講座を行うことにより、市民に生涯学習の機会を提供するとともに、自らの学習成果が活用できるよう機会を確保します。	生涯学習課
3	生涯学習プログラム開発実践講座の実施	学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、現代的課題に関するテーマの講座を実施します。	生涯学習課
4	生涯学習「オープン」の広報紙への掲載	広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集し、「広報さの」へ掲載することにより学習機会の提供と充実を図ります。	生涯学習課
5	県主催女性教育指導者研修への参加支援	県主催女性指導者研修の情報を提供し、研修会への参加を支援します。	生涯学習課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
6	【新規】 生涯学習フォーラム開催事業	開会式典や基調講演、分科会、静のアート作品展、楽習フェアなどを開催し、佐野市を中心に活発なまちづくり活動に取り組んでいる団体や近隣の関係団体の実践事例を情報交換して、交流を図り生涯学習まちづくりの発展につなげています。	生涯学習課

施策（6）男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	「すくすく公演会」の実施	家庭・地域における子育てを支援するために公演会を実施します。	保育課
2	「子育て教室」の実施	子どもの予防接種や食事などの健康や絵本の与え方などについて、具体的に学びます。	保育課
3	「親子の遊び」事業の実施	親子のふれあいを通した子育てに関する学習会を提供します。	保育課
4	すくすく相談	子育て支援センターにおける支援担当保育士による子育て相談を実施します。	保育課
5	子育て支援センター情報紙「すくすく」の発行	子育て支援室「びよびよルーム」の情報紙として、行事予定、子育てのヒントなどを掲載します。	保育課
6	栃木県保育協議会保育研修会	園長、保育士、調理師等保育所職員に対する研修会へ参加します。	保育課
7	家庭教育推進講座	家庭において保護者が共に協力しあい、子どもを健全に育てるための、家庭教育についての講座を実施します。	生涯学習課
8	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修会への参加	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修に参加し、情報を共有します。	生涯学習課
9	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修への派遣	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課
10	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修への派遣	県主催家庭教育支援プログラム指導者研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課
11	青少年相談事業	青少年又は保護者等から、青少年の非行の防止等に関することについて、面接及び電話による相談を実施します。	少年指導センター

施策の方向3

男女の人権の尊重

人権の尊重についてはこれまで様々な取組がなされてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、いまだ同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者などに対する差別や偏見が残されています。さらに LGBT 等の性自認や性的指向においてマイノリティーとされる人たちが、ありのままの自分を明らかにしづらい状況も続いています。また情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策も必要となっています。

こうした状況を改善し、人権が尊重される社会を実現するためには、組織的に人権教育を推進するとともに、社会全体に向けて継続的に周知活動を行うことが重要となります。

施策（7）男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	「広報さの」における人権啓発	「広報さの」において、人権擁護委員制度の周知記事、人権啓発の特集記事、人権週間に関する記事を掲載し、男女の人権の尊重についても啓発します。	人権・男女共同参画課
2	人権啓発リーフレットの作成・配布	人権啓発に関するリーフレットを作成し、配布します。その中で、男女の人権の尊重についても記載します。	人権・男女共同参画課
3	街頭啓発の実施	人権啓発リーフレット、隣保館だよりや人権啓発物品の配布を行い、様々な機会をとらえて啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
4	ハートフルフェスタの開催	人権講演会、小中学生人権啓発ポスター展入賞者表彰式、小学生人権書道展入賞者表彰式、人権啓発ポスター展、人権書道展等を実施し、その中で男女の人権の尊重についても啓発します。	人権・男女共同参画課
5	小中学生人権啓発ポスターの募集	小中学校児童生徒を対象とした人権啓発ポスターの募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、その中で、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課
6	小学生人権書道作品の募集	小学校児童を対象とした人権書道作品の募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、その中で、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
7	動く人権啓発運動	人権啓発用ポロシャツ・シャツ着用運動を実施し、様々な機会をとらえて啓発を実施します。	隣保館
8	「隣保館だより」「田沼福祉コミュニティだより」の発行	事業の案内及び人権に関する啓発を行うため発行します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
9	人権啓発用ビデオ・DVD・図書貸出	ビデオ・図書を充実させ、啓発活動の一環として貸出を行います。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
10	人権講演会の開催	様々な人権問題の解決に向けて人権講演会を開催します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
11	人権保育職員研修会	保育所職員の人権教育の一環として、研修会を実施します。	保育課
12	学校教育における人権教育研究推進事業（人権教育研修会Ⅰ）	管理職・一般教員を対象に、人権教育研修会を計画的に開催します。その中で女性問題についても研修、情報交換を行います。	学校教育課
13	学校教育における人権教育研究推進事業「市教委指定人権教育研究指定校」	人権教育研究指定校として、研究・実践に努め、その中で、子どもや女性などの様々な人権について研究、指導します。	学校教育課
14	人権教育研究会運営支援事業	年4回開催される佐野市小中人権教育研究会において、女性や子どもの人権課題等に関する指導資料の作成や研修を行います。	学校教育課
15	人権教育指導者養成講座（基礎講座）	人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。 ①指導者養成講座（基礎講座）1回	生涯学習課
16	人権教育指導者養成講座（専門講座）	人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。 ②指導者養成講座（専門講座）4回	生涯学習課
17	集会所人権学習会	社会教育における人権教育・啓発をより効果的に推進するため、様々な人権問題に関する講演会を計画的に開催し、あらゆる差別問題の解決を図ります。	生涯学習課
18	市民教養講座（社会教育人権研修会）	人権意識を高め、人権感覚を磨き人権の大切さを学ぶ講座（講話等）を実施します。その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。	公民館管理課

施策（８）メディアにおける男女の人権の尊重

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	メディア・リテラシー※に関する情報提供	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発、情報の提供を行います。また、市が発行する刊行物等についても男女共同参画の視点に立った表現を行います。	人権・男女共同参画課
2	有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施	県と共催で、有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。また、市少年補導員会とともに有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。	少年指導センター

施策（９）LGBT 等に配慮した男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	LGBT 等に関する啓発・情報の提供	LGBT 等に配慮した対応ができるよう市内事業所・医療機関等に対し、講演会やリーフレット等の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	窓口業務等における性同一性障がい等に配慮した対応の実施	窓口業務等を実施するうえで、性同一性障がい等に配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	関係各課 市民課 田沼行政センター 葛生行政センター
3	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性同一性障がいなど資料の収集を行います。	学校教育課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向4

働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

女性が社会のあらゆる分野において活躍するためには、仕事や家庭生活、地域活動等において男女が平等に参画できる機会が確保されること（ワーク・ライフ・バランスの推進）と、女性自身がエンパワーメントを高めることが重要です。

近年の人口減少、特に生産年齢人口の減少を背景に、就労する女性への期待が高まっており、実際に既婚女性を中心に、就労する・就労を希望する女性は、年々増加しています。そうした状況から平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、市町村においても推進計画の策定が努力義務とされました。

このことから、施策の方向4「働く場における女性の活躍推進」を女性活躍推進法第6条第2項に基づく推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけ、働く場において女性の個性と能力が十分に発揮できるよう環境づくりや人材育成、再チャレンジ支援等の様々な取組を実施します。

施策（10）女性が能力を発揮しやすい環境づくり

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	【新規】 男女共同参画推進事業者表彰の実施	仕事と生活の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりについて、積極的に取組む事業者等を表彰することにより、男女共同参画社会の促進を図ります。	人権・男女共同参画課
2	【新規】 働き方改革講座の実施	仕事と生活の両立ができる環境づくりに向けて、長時間労働など働き方の見直し等に関する講座を実施します。	人権・男女共同参画課
3	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談機関の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 産業立市推進課
4	育児休業取得促進啓発事業	低年齢児の待機児童解消対策の一環として、また、児童の健全育成を促進するため、1年以上の家庭での保育期間を取得できるよう、事業主及び保護者の育休制度への理解を深めます。	保育課
5	母性保護対策の普及促進	女性が働きながら安心して妊娠・出産できるよう啓発・情報の提供を行います	産業立市推進課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
6	育児・介護休業法や制度の普及・啓発	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業法や制度などの啓発・情報の提供を行います。	産業立市推進課
7	労働時間短縮に向けての啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、労働時間の短縮に向けての啓発・情報の提供を行います。	産業立市推進課
8	多様な就労形態の普及	短時間正社員やフレックスタイム制※などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、企業に対する情報の提供を行います。	産業立市推進課
9	均等・両立推進企業※の普及・啓発	均等・両立推進企業を普及させるための情報提供を行います。	産業立市推進課
10	パートタイム労働者等の雇用管理の改善の啓発	パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報の提供を行います。	産業立市推進課
11	勤労者福祉の向上	勤労者福祉の向上のため、両毛メート（中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している（一財）両毛地区勤労者福祉共済会）への加入促進を図ります。	産業立市推進課
12	労働相談機関の周知	労働環境の改善を図るため、労働条件に関する様々な相談等を実施している機関の周知を図ります。	産業立市推進課
13	高齢者の就業機会の促進	高齢者が長年培った技能・経験等を活用し、高齢者の意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、高齢者の就業機会の促進に努めます。	産業立市推進課 いきいき高齢課
14	「一般事業主行動計画※」の策定・実施の促進	関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促進します。	産業立市推進課 人権・男女共同参画課

施策（11）女性の人材育成・キャリアアップ

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	県主催講座等へ派遣	女性の人材育成のため、とちぎ男女共同参画センターが主催する講座等へ市民を派遣します。	人権・男女共同参画課
2	女性の人材情報の収集、情報の提供	個人情報に配慮しながら、女性の人材情報の収集、提供に努めます。	人権・男女共同参画課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
3	女性指導者研修会の開催	女性の参画を促進するため、女性リーダー育成研修会を開催します。	人権・男女共同参画課
4	【新規】女性のキャリアアップ講座の開催	働く女性がその能力を十分に発揮するための講座を開催します。	人権・男女共同参画課
5	佐野市生活研究グループ協議会の活動支援	食育や地産地消などを行う女性の活動を支援するための補助金を交付します。	農政課
6	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報の提供	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報提供をします。	農政課
7	楽習講師企画講座	楽習講師が自ら学習成果を活かすため、主体的に講座を企画・運営し、広報等を通じて広く市民にメニューを提供することにより、自主的な学習機会を支援します。	生涯学習課

施策（12）女性の再チャレンジ支援の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	女性の再就職相談会の実施	女性の再就職支援のために、ハローワークマザースコーナーの相談員による相談会を実施します。	人権・男女共同参画課
2	女性の再就職セミナーの開催	再就職に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催します。	人権・男女共同参画課
3	パソコン講習会の実施	隣保館パソコン講習会を実施します。	隣保館
4	【新規】パソコン講習会の実施	田沼福祉コミュニティセンターパソコン講習会を実施します。	田沼福祉コミュニティセンター
5	求人情報等の提供	ハローワーク佐野と連携し、管内求人情報の提供を行います。	産業立市推進課
6	再就職・起業に関する研修会等の情報の提供	再就職・起業に関する研修会等の情報提供を行います。	産業立市推進課
7	「まちなかチャレンジショップ」における新規事業者の育成及び支援	起業家支援の一環として、新規事業者が本格的に開業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースを提供します。	産業立市推進課
8	研修会等開催情報の提供	農業分野での起業に関する研修会等の開催情報を提供します。	農政課

施策（13）男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	研修会等の情報の提供	事業主の理解と協力を得るため、企業向けセミナーについて、チラシ等により情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	介護に係る人材の確保	市内地域密着型サービス事業所で介護職員処遇改善加算が適正給付されるように指導します。	介護保険課
3	公正採用選考人権啓発推進員設置の促進	企業における公正採用を促進するため、公正採用選考人権啓発推進員の普及を促進します。	産業立市推進課
4	雇用に関するリーフレットによる情報提供	広報紙による周知やリーフレットによる情報提供を行います。	産業立市推進課
5	企業人権啓発懇談会	様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別の解消を図るため研修会を行います。	産業立市推進課

施策（14）農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	産業立市推進課
2	家族経営協定*締結の促進	農業に携わる男女が互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。	農政課
3	農業技術や経営能力向上のための研修会等の実施	女性農業者の農業技術や経営能力向上のための研修会、参加支援及び情報の提供を行います。	農政課

施策の方向5

行政・家庭生活・地域活動等における男女共同参画の推進

活力ある社会を形成するためには、あらゆる分野における女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れる必要があります。しかし女性の参画を推進していくうえでは、単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していくことが必要となります。

また、家庭生活や地域活動においても、男女が固定的な性別役割分担意識を見直すことが重要です。とくに災害時においては、年齢や性別、障がい者、外国人の方などの様々なニーズが異なることから、日頃から協力体制を確認することが必要です。

行政はもとより家庭や地域、市民団体において、男女共同参画についてより強く意識するとともに積極的に活動を行っていくことが重要です。

施策（15）政策、方針決定過程への女性の参画

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	審議会等における女性登用の促進	男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	人権・男女共同参画課 行政経営課
2	地域活動・団体等への啓発・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、町会役員等や各種団体等における女性の登用促進について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
3	事業所・商工団体等への情報提供	事業所・商工団体等における経営方針決定過程への女性の参画促進について、リーフレット等による情報提供を行います。	産業立市推進課
4	農業・農村分野での男女共同参画の推進	家族経営協定の締結促進、女性の認定農業者の増加、JA 正組合員、JA 総代、JA 理事に占める女性割合増加のための支援を行います。	農政課
5	審議会等委員の公募制の推進	市政に男女の意見を反映させるため、審議会等委員の公募制を推進します。	関係各課

施策（16）行政における男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	市長とおしゃべりランチ	市内で活動しているグループの方々と会食しながら、気軽な雰囲気の中で特定のテーマを中心に本市のまちづくりについて懇談し、市政を身近に感じてもらうとともに、市政への理解を深めてもらうため実施します。	広報・地域連携課
2	市民からのメール、投書箱の設置	市政に関する市民の建設的な意見、要望等を聴取し、世論の動向を正しく把握することにより、市政の効率的な運営に資するために、ホームページにメールボックスを設置します。また、市役所の市政情報コーナー、田沼行政センター・葛生行政センター及び赤見・野上・新合・飛駒の各支所に投書箱を設置します。	広報・地域連携課
3	世論調査の実施	市政についての市民の意見や要望等を把握し、今後の施策の基礎資料とするため実施します。	広報・地域連携課
4	パブリック・コメントの実施	市の基本的な政策等について市民等の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施します。	広報・地域連携課
5	市政懇談会の実施	市民と行政の協働によるまちづくり、人と人との支え合う地域づくりを進めるため、市民と市長の対話による意見交換の場として開催し、広く市民から意見、提案、要望等を聴き、寄せられた意見などを市政運営に反映させます。	広報・地域連携課
6	女性職員の管理職への登用推進	性別にとらわれない公正公平な能力の評価を行い、女性の管理職への登用を推進します。	人事課 人権・男女共同参画課
7	女性職員の職域拡大	女性職員の職域の拡大に努めるとともに、性別に偏らない事務分担を推進します。	人事課
8	女性職員の能力開発	女性職員の能力開発のため、政策の立案等に関する参画機会や研修機会の拡大を図ります。	人事課
9	セクシュアル・ハラスメント防止研修会	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、防止に関する要領の周知や研修会を実施します。	人事課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
10	メンタルヘルス※ 専門研修	ストレスへの対応や早期発見による未然の防止を目的とした管理者向けの研修を行います。	人事課
11	特定事業主行動計画に 基づく子育て支援制度 の周知	子育て支援のため、特定事業主行動計画に基づき、育児休業、特別休暇、経済的支援等諸制度について職員へ周知します。	人事課

施策（17）家庭生活における男女共同参画の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	役割分担意識の改革	性別役割分担意識を見直し、男女が協力して家事・育児・介護等を担う必要性と重要性を推進するため、講座や講演会等を実施します。	人権・男女共同参画課
2	消費者啓発講座（楽しい くらしの講座）の実施	消費生活、消費者活動についての講座を開設します。	交通生活課
3	消費者情報の提供	「広報さの」に消費者情報を掲載します。	交通生活課
4	高齢者等への啓発講座 への講師派遣	消費者保護のため、消費生活講座へ講師を派遣します。	交通生活課
5	消費生活相談の実施	消費者保護のため、消費生活相談を実施します。	交通生活課
6	「家庭の日」の周知	最も大切な家族のよりどころである家庭は、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う場です。そこで、家族みんなが話し合う機会を多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを促進します。	少年指導センター

施策（18）地域活動における男女共同参画の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	各種団体に対する啓発、情報の提供	男女共同参画についてのリーフレット等を配布し、啓発や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	協働講演会	協働の理解促進と意識啓発のための講演会を開催します。	市民活動促進課
3	市民活動講座	だれでも参加できる身近なものとして市民活動を捉えてもらい、市民活動の促進を促す講座を開催します。	市民活動促進課
4	健康サポートさの活動事業	さの健康 21 プランに基づき地域での健康づくり活動を実施します。	健康増進課
5	子ども会育成者研修会講座開催事業	子どもたちの健全育成と子ども会活動の一層の活性化を図るため、子ども会の育成者を対象に、育成者として基本的な知識や技能を習得できるように研修講座を開催します。	生涯学習課

施策（19）男女共同参画推進団体との連携及び支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画ネットワークさのに対し、補助金を交付し活動の支援を行います。また、その他の男女共同参画を推進する市民団体等との連携・支援を図ります。	人権・男女共同参画課
2	栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援	男女共同参画地域推進員に対して、男女共同参画に関する情報を提供し、活動の推進を図ります。	人権・男女共同参画課

施策（20）男女共同参画の視点による防災対策

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	【新規】 男女共同参画の視点からの防災対策の啓発・情報の提供	男女共同参画の視点に立った災害への対応ができるよう、啓発や情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	自主防災組織の育成	自主防災組織が設置されていない町会に対し組織化を要請・支援する中で、男女共同参画の趣旨を説明し、自主防災組織への多くの女性の参画を図ります。	危機管理課
3	防災講習会の実施	町会や各種団体を対象に防災講習会を実施し、防災活動に必要な知識・技術の習得等を支援します。	危機管理課
4	災害時における避難所運営の協力体制の確認	町会の会合等の機会に、災害時における避難所運営について、地元町会（自主防災組織）や防災士との協力体制（避難者による主体的な避難所の運営、運営への女性の参画）の確認・要請をします。	危機管理課



基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向6

女性等に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

一人ひとりの人権が尊重され、心身共に健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものです。その男女共同参画社会の形成を阻む一因であるDVは、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。特にDVの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化することも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、女性等に対する暴力の根絶に向け、より一層DVに関する啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、被害者が早期に支援を受けられる体制の整備に努めます。また被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかに就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を行う必要があります。そのために、関係各課や関係機関等と連携をとりながら切れ目のない支援を図ります。

このことから、施策の方向6を「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づくDV対策基本計画として位置づけし、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談などの支援に取り組みます。

施策（21）DV防止に向けた啓発活動の促進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	配偶者からの暴力（DV）による人権侵害を防止するための啓発	配偶者からの暴力による人権侵害を防止するため、パンフレット・リーフレットや広報紙を使って広く市民に啓発したり、研修会や講座等を開催します。また、外国人や障がい者への情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 障がい福祉課
2	デートDV※防止の啓発	デートDV防止を啓発するため、啓発用リーフレットを配布したり、児童生徒、教職員、保護者に対して、研修会、講演会等を開きます。	人権・男女共同参画課 学校教育課
3	関係機関への啓発	DV被害者への適切な対応が図れるよう、医療機関、民生委員・児童委員等にDV防止に関するパンフレット・リーフレットを配布し、協力・連携を図ります。また、支援を担当する職員に対し、DVに対する知識と二次被害防止のための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 社会福祉課

施策（22）相談支援や緊急時における安全の確保

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 交通生活課 家庭児童相談室
2	女性相談員による相談	女性相談員が相談者の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
3	カウンセリング相談の実施	相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。	人権・男女共同参画課
4	DV被害者相談・処理カードの作成	相談や手続きの速やかな対応と二次被害の防止を図るため、DV被害者相談・処理カードを作成し対応します。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
5	被害者の安全確保	被害者の安全確保を図るため、県をはじめ関係機関との連携を図り、一時保護所へ緊急避難及び一時保護を行います。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
6	保護命令*制度の利用の支援	保護命令制度の利用についての情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
7	弁護士無料法律相談の実施	DV、ストーカー、離婚などについて、弁護士による無料相談を実施します。	隣保館 交通生活課
8	相談事業の実施	開館時に常時受け付けます。また生活相談員による訪問相談を実施します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
9	地区相談員相談事業の実施	相談員5名により、随時受け付けます。	隣保館
10	専門相談員による定例相談事業の実施	専門相談員による定例相談を実施します。	隣保館
11	外国人からの相談への対応	市内で生活している外国人の困り事相談を、必要に応じて国際交流協会などの関係機関と連携し、実施します。	交通生活課
12	相談員の質の向上	被害者に対する相談と適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、関係職員の資質の向上を図ります。	家庭児童相談室

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
13	地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握します。また、高齢者等からの相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の活用につなげる等の支援を行います。	いきいき高齢課

施策（23）被害者の自立支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	被害者の自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供	被害者の自立支援について、庁内関係課の調整を行います。また、各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合は、相談員等の同行支援により迅速な対応を実施します。	人権・男女共同参画課 関係各課 家庭児童相談室
2	被害者の心理的ケアの実施	被害者に対するカウンセリング相談を継続して実施します。必要に応じて母子保健との連携を図ります。	人権・男女共同参画課 健康増進課
3	子どもに対する支援	子どもが通う幼稚園、保育所、認定こども園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やその子どもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	保育課 こども課 学校教育課 家庭児童相談室
4	住宅の確保	一時保護後の住宅確保の支援をします。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	家庭児童相談室 建築住宅課

施策（24）関係機関との連携

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	民間団体への支援	被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を行います。	人権・男女共同参画課
2	関係機関等との連携	県や近隣市町、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設等の関係機関と連携します。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
3	障がい者施設との連携	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	障がい福祉課
4	高齢者施設との連携	被害者が高齢者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	いきいき高齢課

施策の方向7

男女共同参画の視点に立った環境整備の推進

男女がともに生きやすい社会とするためには、仕事と家庭生活、地域活動等のバランスがとれた環境づくりが重要です。

特に近年は、家族形態の変化やライフスタイルの多様化により、様々な家庭生活が営まれるようになってきました。変化に応じた家庭生活を支援するため、子育てや介護などの環境整備を推進するとともに、高齢者が安心して暮らせる社会的支援に取り組みます。さらに、ひとり親家庭や障がいのある人が自立した生活をおくり、社会の様々な活動に参画できるような支援を図ります。また、国際的な視点からの男女共同参画推進のための環境整備を推進します。

施策（25）a 子育てに対する社会的支援の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、放課後児童に対し育成支援を実施することで、仕事と子育ての両立を図ります。	こども課
2	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助のできる人の連絡・調整を行うことで、相互援助活動を推進します。	こども課
3	ファミリー・サポート・センター交流会の実施	ファミリー・サポート・センターの会員及び会員になりたい方を対象に、交流会を実施し、会員同士の相互援助活動の促進、事業の啓発を図ります。	こども課
4	子育て情報誌の発行	子育てに関する様々な情報を掲載した情報誌を発行し、子育て支援における事業の周知を図ります。	こども課
5	家庭児童相談室運営事業	家庭相談員を配置し、家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、幅広く児童虐待などの相談に対応し、的確な助言・指導・援助等を行います。	家庭児童相談室
6	通常保育	保護者の就労や疾病などにより、家庭で保育できない乳幼児を保育所で預かることにより、仕事と子育ての両立支援を図ります。	保育課
7	延長保育	保護者の就労形態、勤務・通勤時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、基本的な保育時間を超えて時間の延長を行います。	保育課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
8	病児・病後児保育（体調不良時対応型）	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応などを実施します。	保育課
9	病児・病後児保育（病後児保育）	児童が病気やけがの回復期にあり、保育所や幼稚園などに預けることができない場合、保護者が就労などの理由により家庭での育児が困難なときに、看護師などが保健的な保育を行います。	保育課
10	預かり保育料減免事業	預かり保育を実施する市内私立幼稚園へ、保育料減免事業に対する補助金を交付し、保護者の負担を軽減します。	保育課
11	私立幼稚園施設設備整備支援事業	施設整備事業を実施する市内私立幼稚園へ、その事業費の一部を補助し、幼児教育の環境充実を図ります。	保育課
12	①一時預かり保育 ②夜間預かり保育	保護者の短時間・継続的労働または、社会的にやむを得ない事由により、一時的保育の要望に応えるため、一時保育を行います。	保育課
13	乳児保育	仕事と子育てを支援するため、乳児からの保育を行います。	保育課
14	すこやか保育（障がい児発達支援）	集団の中で、特別に支援を必要とし、保護者の就労や疾病などにより家庭で保育できない、おおむね3歳以上の児童について、発達段階に応じた保育を実施します。	保育課
15	地域子育て支援拠点事業の推進	子育て公演会や親子のふれあいや遊びの機会を設け、心身のリフレッシュを図りながら、子育てのノウハウを体得するとともに子育てについての意識を高めます。	保育課
16	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として実施します。	保育課
17	放課後等デイサービス事業（障がい児通所給付事業）	学校の授業の終了後または休業日に、個別療育・集団療育を必要とする児童に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
18	日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて障がいのある人に活動の場を提供することで、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。	障がい福祉課
19	赤ちゃんふれあいルーム（子育てサロン）	母親同士の交流を通し、子育てに関する情報交換を行います。	健康増進課
20	ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ、絵本の選び方等の説明をして読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	健康増進課
21	育児相談	保健師、助産師等による子育て相談を実施します。	健康増進課
22	子育てこころの相談	育児不安を抱える保護者に対し、心理士等が行います。	健康増進課
23	全小中学校におけるいじめや不登校の状況と取組についての実態把握と支援	市教育委員会が全小中学校のいじめや不登校の実態把握をし、状況に応じて、学校訪問や相談を行うとともに、市教育センター等関係機関と連携し、学校、児童生徒、保護者を支援します。	学校教育課
24	放課後子ども教室の充実	子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室の充実に努めます。	生涯学習課
25	小さな子のおはなし会	ブックスタート事業から継続して、家庭においても読書活動が行われるように、月齢に合ったおはなし会と読書相談を実施します。	生涯学習課
26	教育相談事業	幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ幼児、児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育センター
27	スクールカウンセラー等活用事業	児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、問題行動等の解決を図ります。	教育センター
28	心の教室相談員活用事業	心の教室相談員を小中学校に配置することによって、悩み等を持つ児童生徒が気軽に相談できる体制を整備します。	教育センター

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
29	教育相談研修会	教職員を対象として、学校教育相談に関する基礎的な知識・技能・態度を習得させ、学校教育相談活動に積極的に取り組む教員の育成を目指します。	教育センター

施策（25）b 介護に対する社会的支援の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握します。また、高齢者等からの相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の活用につなげる等の支援を行います。	いきいき高齢課
2	介護研修の開催	寝たきりや認知症高齢者を介護している家族の元気回復を図るとともに、よりよい介護方法等についての研修会を実施し、介護者の福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課
3	在宅介護者介護手当支給事業	寝たきりや認知症のため、介護が必要な高齢者の方を在宅で6か月以上介護している方の労をねぎらうため、介護手当を支給します。	いきいき高齢課
4	介護サービス供給基盤の整備	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により施設整備を順次推進します。	介護保険課
5	介護サービスの適正な給付	ホームヘルプやデイサービスなど介護サービスの適正な給付に努めます。	介護保険課
6	地域密着型サービス事業所の指定等	市内地域密着型サービス事業所の指定及び指導監査を行います。	介護保険課
7	福祉用具の購入費、住宅改修費の支給	福祉用具の購入や手すり取付等の住宅改修により、介護が必要になった高齢者でも、在宅で暮らせるようにするため、介護給付を行います。	介護保険課
8	介護保険にかかる苦情等の処理	利用者や市内介護事業所等からの苦情・相談・事故報告を受理し、調査報告指導等の処理を行います。	介護保険課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
9	介護保険制度の普及啓発	出前講座への積極的参加、パンフレットの作成、広報さのへの掲載等、介護サービスを必要とする人へ情報提供を行います。	介護保険課

施策（25）c 高齢者に対する社会的支援の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	高齢者ふれあい事業の実施	高齢者（70歳以上の独居、高齢世帯）を対象にレクリエーション、手作り料理等による交流会を開催します。	隣保館
2	【新規】 高齢者ふれあい事業の実施	高齢者を対象に、元気アップを支援したレクリエーションや手作り料理等による交流会を開催します。	田沼福祉コミュニティセンター
3	寝たきり高齢者等紙おむつ券給付事業	紙おむつ購入時に利用できる助成券を給付します。	いきいき高齢課
4	高齢者福祉センターの運営	高齢者の健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした高齢者福祉センターの利用を促進します。	いきいき高齢課
5	高齢者はつらつセンター等の運営	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、はつらつセンター等の利用を促進します。	いきいき高齢課
6	高齢者ふれあいサロン事業	高齢者の孤立感や不安感の解消を図るため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を確保し、その利用を促進します。	いきいき高齢課
7	リフレッシュシルバーエイジ演芸大会の開催	高齢者が健康で、かつ生きがいを持って社会活動ができるように、演芸大会を実施します。	いきいき高齢課
8	高齢者軽度生活援助事業	要支援以上の要介護認定を受けた高齢者世帯に対し、庭の除草などの軽度な日常生活の援助を行うことにより、ひとり暮らし及び高齢者世帯の自立を促します。	いきいき高齢課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
9	高齢者配食支援事業	65歳以上の栄養改善が必要かつ食材の調達が難しい高齢者に対して食事を配達し、その食事の配送料について支援を行います。配達の際は、手渡しで弁当を配付することで、高齢者の見守り・安否確認につなげます。	いきいき高齢課
10	高齢者緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし等高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等、緊急時に適切に対応することで、在宅生活の安心、安全の確保を図ります。	いきいき高齢課
11	高齢者火災警報機給付事業	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な高齢者に火災警報機を給付し、福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課
12	高齢者乳酸飲料愛のひと声事業	乳酸飲料を支給することにより、安否の確認と健康増進を図ります。	いきいき高齢課
13	高齢者ショートステイ事業	高齢者虐待等で、生命・身体に危険が生じる可能性が高く、高齢者と虐待している養護者等との分離が必要と判断された際に、介護老人福祉施設等に一時的に養護します。ただし、やむを得ない事由により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に限ります。	いきいき高齢課
14	シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業機会の確保及び提供を目的とした（公社）佐野市シルバー人材センターの支援を行います。	いきいき高齢課
15	集会所周辺住民交流事業 (集会所ほほえみサービス事業)	集会所周辺の高齢者を対象に、健康相談、レクリエーション、保育園児との交流、手作り料理のサービス等を実施します。	生涯学習課

施策（26）自立した家庭生活のための支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	困りごと・人権相談所の開設	人権擁護委員等が人権に関する相談に応じます。	人権・男女共同参画課
2	【新規】生活相談員の設置	生活相談員により、開館時に随時受け付けます。また訪問相談を実施します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
3	【新規】 困りごと相談の実施	日常生活の困りごとについて、市民相談員による相談を実施します。	交通生活課
4	障がい者福祉計画の推進	障がいのある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参画できるよう、福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
5	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者又は精神障がい者など、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行える親族がいない場合は、市長申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難な方には、成年後見人等の報酬の助成を行います。	障がい福祉課 いきいき高齢課
6	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成することを目的に支給します。（所得制限有）	こども課
7	遺児手当支給事業	両親が死亡または、父母のどちらかが死亡した児童を養育する人に対して支給します。	こども課
8	母子父子自立支援員による相談	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等からのさまざまな相談に応じます。	家庭児童相談室
9	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知	県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知と、利用のための支援を行います。	家庭児童相談室
10	ひとり親に対する就業支援	ハローワーク等と連携し、相談者の状況に応じた就業支援を行います。	家庭児童相談室
11	「自立支援教育訓練給付金」の給付	ひとり親が就職・転職・スキルアップのために、教育訓練給付制度の対象講座を受講する場合、受講費用の負担軽減を図るため「自立支援教育訓練給付金」を給付します。	家庭児童相談室
12	「高等職業訓練促進給付金」等の給付	ひとり親が就職・転職の際に有利な国家資格（看護師、保育士等）を取得するために1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため「高等職業訓練促進給付金」を給付します。また、修業を終えた方に対して、入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を給付します。	家庭児童相談室

施策（27）国際的な視野に立った男女共同参画の推進

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	国際交流フェスティバル開催事業の支援	日本に居住、生活する外国人との交流機会の拡大を図るため、国際交流協会主催の国際交流フェスティバル開催の支援をします。	広報・地域連携課
2	国際交流協会支援事業	佐野市国際交流協会へ補助金を交付し、民間団体としての幅広い国際交流活動を支援することにより、市民の国際交流の推進と理解を図ります。	広報・地域連携課
3	外国青年英語指導助手指導事業	A L T 訪問による国際理解教育を実施します。	学校教育課
4	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での学習	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で国際理解を深めるための学習を実施します。	学校教育課
5	ランカスター市中学生相互交流	姉妹都市であるアメリカ合衆国ランカスター市との交流を通し友好関係を促進するとともに、市民の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	学校教育課
6	日本語教室事業	佐野小学校内に佐野市日本語教室を設置し、指導員が日本語指導や相談を行うとともに、拠点校4校を巡回し担当教員と連携を図り指導に当たります。	学校教育課
7	外国人児童生徒教育拠点校	外国人児童生徒教育拠点校4校（県教委指定：天明小、植野小、犬伏東小、城東中）にて、担当教員が日本語指導など必要に応じて個別指導を行います。	学校教育課

施策の方向8

男女の生涯にわたる健康づくりの推進

男女がいきいきと自らの能力を発揮する基本は、一人ひとりの健康にあります。性差による身体的な特徴や違いに対する十分な理解の上、男女それぞれに対して健康づくりのための正しい情報とメニューを準備し、様々な機会を捉え周知することで、市民の健康づくりを支援する必要があります。また、母性の保護や母子保健に関する取組は、本市の未来を担う子ども達が健やかに育つためにも重要な取組として、充実を図ることが求められています。

施策（28）性差を踏まえた総合的な健康づくり支援

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	健康体操講習会	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	隣保館
2	【新規】健康講座の実施	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	田沼福祉コミュニティセンター
3	各種がん検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん等検診を実施し疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
4	歯周疾患検診の実施	歯周疾患検診を実施し、口腔衛生の向上に努めます。	健康増進課
5	健康まつりの実施	健康に関する正しい知識や情報の提供、健康相談等を実施します。	健康増進課
6	健康教室	生活習慣病予防や健康づくりのための栄養・運動などに関する教室や講座などを開催します。また、各種団体などの依頼に応じて教室の開催を実施します。	健康増進課
7	健康相談・栄養指導	栄養士、保健師等による相談を実施します。	健康増進課
8	特定健康診査・特定保健指導の実施	内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び指導対象者に対して保健指導を行います。	健康増進課
9	子宮頸がん予防ワクチン接種事業	子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を助成し、子宮頸がんの予防に努めます	健康増進課
10	思春期保健事業	男女がお互いの性を理解するとともに性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発、情報の提供を行います。	健康増進課

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
11	不妊・不育症治療への助成金の交付	市内に住む夫婦に対し、不妊・不育症治療の助成金を交付します。	健康増進課
12	薬物乱用防止教室の実施	薬物の害や依存症について講師を招いて学習を行います。	学校教育課

施策（29）母性保護と母子・父子健康の充実

番号	具体的な取組	取組の内容	担当課等
1	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の医療費を一部助成します。	こども課
2	こども医療費助成事業	出生（または転入日）から中学校3年生までのこども医療費の一部を助成します。	こども課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し、養育者と子どもの医療費の一部を助成します。	こども課
4	乳児家庭全戸訪問	助産師、保健師等による乳児家庭全戸訪問を実施します。	健康増進課
5	母子健康手帳・父子手帳の交付	母子健康手帳交付時に育児支援の資料等を配布し、同時に妊産婦の健康相談を実施します。	健康増進課
6	母子健康手帳交付時における制度説明	働く女性に対し、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード」等の制度を説明します。	健康増進課

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第5章において述べた施策について、総合的かつ計画的に取組を推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に実行するために、その基盤となる推進体制の一層の充実を図ります。

第1節 計画の推進体制

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

さらに、市の施策に関する意見・苦情の申し出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

第2節 関係機関との連携体制の充実

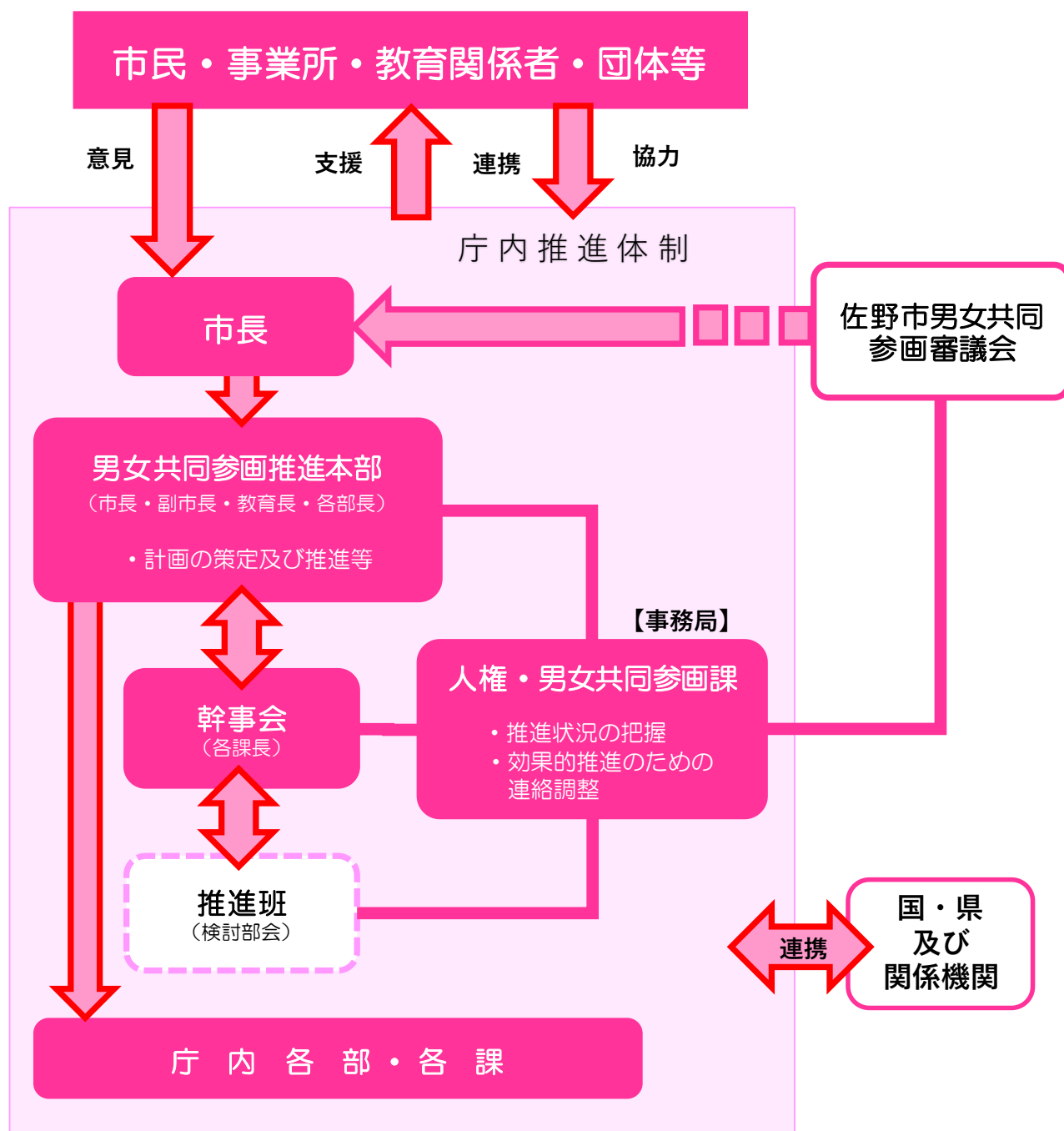
本計画の推進にあたり、県をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

第3節 計画の調査・点検・審議体制の設置

市長は、本計画を実効性あるものにするために、施策の推進状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書として取りまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要に応じて市長に意見を述べるなど男女共同参画の推進を図ります。

■計画の推進体制図



第4節 数値目標

指 標	数値目標	
	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	14.4%	28.5%
2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしていても家庭にいてもよいと考えている市民の割合	41.0%	46.0%
3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数（※1）	1,403 人（※2）	400 人
4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	73 人	90 人
5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	9 団体	32 団体
6. 審議会等委員に占める女性の割合	29.5%	32.5%
7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合（※3）	22.6%	26.0%
8. 男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数	126 時間	126 時間

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数。

※2 「日本女性会議2019さの」プレイベント参加人数 1,200 人を含みます。

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

- ①審議会等委員 ②市役所部課長（一般事務職） ③小中学校校長 ④小中学校教頭
⑤自治会長 ⑥市長・副市長 ⑦市議会議員

資料編

1. 佐野市男女共同参画都市宣言

水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市の佐野市は、人権を尊重し、互いに男女の別なくあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮でき、共に生きる思いやりと活力のあふれるまちを目指して、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、
互いにひとりの人間として認め合い、自分らしく生きることのできるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、
多様な個性を認め合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、
性別にかかわらず対等な立場で、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、共に生きるまちをつくります。

平成28年 6月20日

佐 野 市

2. 佐野市男女共同参画推進条例

平成 18 年 6 月 19 日条例第 34 号
最終改正 平成 25 年 12 月 24 日条例第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 8 条—第 17 条）

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第 18 条—第 20 条）

第 4 章 佐野市男女共同参画審議会（第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条）

附則

日本国憲法には、基本的人権の尊重を基本原則に、個人の尊重、法の下での平等がうたわれている。

また、国際婦人年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定、栃木県男女共同参画推進条例の制定など男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。本市においても、これらの取組と連動しつつ男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められ、着実に成果はあがってきている。

しかし、社会的及び文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残っており、更に、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が発生している。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、高度情報化、経済活動の成熟化及び国際化など社会経済情勢は、急激に変化している。

このような状況に対応していくためには、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が本市においても重要である。

私たち市民は、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力のある佐野市をつくるため、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、教育関係者及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- （4）ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。
- （5）市民 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 市の区域内に滞在する者
- （6）事業者 営利又は非営利にかかわらず、市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(7) 教育関係者 市の区域内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらにとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう配慮されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。
- (6) 男女間の暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)の根絶 男女が互いに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるよう努めること。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 妊娠、出産その他の性と生殖に関し男女が互いの性を理解するとともに、性に関する互いの意思を尊重し、もって生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に配慮されること。
- (9) 国際的協調 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国、他の地方公共団体等と協働し、及び連携しつつ、率先して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講ずるとともに、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(教育の分野における措置)

第9条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第10条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、及び対等な構成員として経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう啓発活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるかぎり男女の均衡を図るよう努めるものとする。

3 市は、市の女性職員の職域の拡大、能力開発及び職場環境の整備に努めるとともに、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に意見又は苦情の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為をしてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談の申出)

第20条 市民は、性別による差別的取扱い又は男女共同参画を阻害する行為に関する相談を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に相談の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第4章 佐野市男女共同参画審議会

第21条 男女共同参画の推進を図るため、市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第8条第2項、第17条第2項又は第20条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(4) 前3号に掲げる事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 市議会議員

(4) 公募に応じた者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第31号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

3. 佐野市男女共同参画プラン（第3期）策定の経過

日 付	内 容
平成 30 年 7 月 31 日	第 1 回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査について
平成 30 年 10 月 24 日～ 11 月 9 日	男女共同参画に関するアンケート調査実施
平成 31 年 3 月 5 日	男女共同参画に関するアンケート調査報告書完成
令和 元年 7 月 18 日	第 1 回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）の策定について
令和 元年 8 月 1 日	第 1 回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）の策定について
令和 元年 8 月 8 日	第 1 回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関するアンケート調査結果について ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）の策定について
令和 元年 11 月 5 日～ 11 月 12 日	佐野市男女共同参画推進本部幹事会委員からの意見聴取 ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）＜素案＞について
令和 元年 11 月 18 日	第 2 回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）＜素案＞について
令和 元年 12 月 23 日	第 2 回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プラン（第 3 期）＜素案＞について
令和 2 年 2 月 19 日～ 3 月 19 日	パブリック・コメント実施

4. 佐野市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 6 月 19 日規則第 51 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市男女共同参画推進条例（平成 18 年佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 21 条第 8 項の規定に基づき、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会は、男女共同参画に関する資料を所持する者に対し、調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例（平成 17 年佐野市条例第 8 号）第 6 条第 1 号又は第 2 号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(公印)

第6条 審議会の公印（以下「公印」という。）の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第 1 のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第 2 のとおりとする。

3 公印の保管及び取扱いは、人権・男女共同参画課長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 佐野市男女共同参画審議会委員名簿

《任期：平成30年9月1日～令和2年8月31日》

No.	氏 名	所 属	備 考
1	稲 毛 明 子	男女共同参画ネットワークさの	
2	植 木 義 夫	佐野市立小中学校長会 田沼小学校長	
3	江 田 智 子	佐野市民生委員児童委員協議会 理事	
4	岡 村 恵 子	佐野市議会議員	
5	荻 野 友 義	佐野青年会議所 副理事長	
6	奥 村 美佐子	佐野市社会教育委員	
7	落 合 由美子	公募委員	
8	川久保 紀久子	男女共同参画ネットワークさの 会長	副会長
9	慶 野 常 夫	佐野市議会議員	
10	島 田 好 正	文星芸術大学 事務局長	会長
11	関 根 喜美子	佐野市町会長連合会 理事 米山町町会長	
12	堤 裕美子	佐野日本大学短期大学 総合キャリア教育学科准教授	
13	中 里 聖 子	公募委員	
14	橋 本 喜美子	男女共同参画ネットワークさの	
15	藤 波 一 博	佐野商工会議所 副会頭	

(氏名50音順、敬称略、所属等は平成31年4月1日現在)

6. 佐野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 17 年 2 月 28 日訓令第 15 号
最終改正 平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、佐野市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に伴う調査研究及び関係部相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を処理する。
 - (1) 本部会議に提出する原案の作成
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(男女共同参画推進班)

第7条 幹事会に付議すべき事項について、連絡、調整等を行うため、男女共同参画推進班（以下「推進班」という。）を置く。

- 2 推進班は、人権・男女共同参画課長及び副幹事長又は幹事の属する課等の職員のうちから市長が任命する者（以下「推進班員」という。）をもって組織する。
- 3 人権・男女共同参画課長は、推進班の事務を総括し、必要に応じ推進班の会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 人権・男女共同参画課長は、男女共同参画プランの推進等に関し必要があると認めるときは、推進班に部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進班員のうちから、人権・男女共同参画課長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を総括し、必要に応じ部会の会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 本部、幹事会、推進班又は部会は、それぞれ必要があると認めるときは、それぞれの会議に構

成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 本部、幹事会、推進班及び部会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、本部、幹事会、推進班及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 18 日訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 6 月 27 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 19 日訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 4 日訓令第 24 号)

この訓令は、平成 27 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 14 日訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行す

7. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿

No.	本部役職	役 職	氏 名
1	本部長	市長	岡 部 正 英
2	副本部長	副市長	飯 塚 久
3	副本部長	副市長	加 藤 栄 作
4	副本部長	教育長	岩 上 日出男
5	本部委員	総合政策部長	大 木 聡
6	本部委員	行政経営部長	松 本 仁
7	本部委員	市民生活部長	中 里 勇
8	本部委員	こども福祉部長	中 村 正 江
9	本部委員	健康医療部長	内 田 勉
10	本部委員	産業文化部長	小 野 勉
11	本部委員	観光スポーツ部長	関 口 吉 丸
12	本部委員	都市建設部長	越 石 彰
13	本部委員	会計管理者	木 村 晴 一
14	本部委員	教育総務部長	吉 田 重 弥
15	本部委員	水道局長	大 澤 信 夫

《敬称略、所属等は平成31年4月1日現在》

8. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿

No.	本部役職	補 職 名 等	氏 名
1	幹事長	市民生活部長	中 里 勇
2	副幹事長	人権・男女共同参画課長	舩渡川 広 子
3	幹事	政策調整課長	小 倉 浩 史
4	幹事	行政経営課長	大 島 和 裕
5	幹事	市民活動促進課長	松 本 玲 子
6	幹事	危機管理課長	毛 塚 敏 夫
7	幹事	人事課長	小 堀 貞 裕
8	幹事	環境政策課長	落 合 武 史
9	幹事	交通生活課長	藤 掛 誠
10	幹事	隣保館長	長 竹 規 男
11	幹事	市民課長	大 澤 美 希
12	幹事	社会福祉課長	佐 瀬 浩 幸
13	幹事	障がい福祉課長	名 村 栄 子
14	幹事	こども課長	鈴 木 秀 明
15	幹事	家庭児童相談室長	坂 本 庸 子
16	幹事	保育課長	寺 岡 利 幸
17	幹事	いきいき高齢課長	墳 本 明 美
18	幹事	介護保険課長	石 井 孝 志
19	幹事	健康増進課長	川 崎 光 子
20	幹事	産業立市推進課長	大 竹 和 仁
21	幹事	農政課長	塩 田 妙 子
22	幹事	建築住宅課長	羽 山 俊 治
23	幹事	学校教育課長	松 島 繁 夫
24	幹事	教育センター所長	野 城 久 雄
25	幹事	生涯学習課長	山 田 治 男
26	幹事	公民館管理課長	大 竹 幸 子
27	幹事	スポーツ立市推進課長	渡 辺 恭 則
28	幹事	水道局総務課長	末 吉 真 一

《敬称略、所属等は平成31年4月1日現在》

9. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1975 昭50	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） - 第1回世界女性会議 - 世界行動計画採択 ・国連婦人の十年（'76～'85）決定	・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 ・女子教育職員等育児休業法公布		
1976 昭51		・民法改正法公布（離婚後の氏の選択制度）		
1977 昭52		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館		
1979 昭54	・女子差別撤廃条約採択		・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議発足 ・栃木県婦人問題懇話会設置	
1980 昭55	・国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン） - 第2回世界女性会議 - 後半期行動プログラム採択	・民法及び家事審判法改正法公布（配偶者相続分を1/2に引き上げ）	・栃木県婦人の翼（現在の次世代人材づくり事業女性リーダー育成部門）実施	
1981 昭56	・ILO156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択	・国内行動計画後期重点目標設定	・婦人のための栃木県計画策定（S56～60）	
1984 昭59		・国籍法及び戸籍法の改正法公布（国籍の父母両系主義採用）		
1985 昭60	・国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ） - 第3回世界女性会議 - 婦人の地域向上のためのナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正法公布（女性の年金権確立） ・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准 ・労働者派遣法公布		
1986 昭61			・とちぎ新時代女性プラン策定（S61～H2）	
1987 昭62		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	・第1回婦人のつどい開催	※これ以前については、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町とも栃木県女性の海外研修（昭和55年～）に派遣するなど、女性行政・女性教育の場において、男女共同参画の推進に取り組んできました。
1988 昭63				・交通生活課に婦人生活係を設置（旧佐野市）
1990 平2	・ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 平3		・西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定） ・育児休業法公布	・とちぎ新時代女性プラン二期計画策定（H3～7）	
1992 平4		・婦人問題担当大臣任命		・婦人生活係を女性生活係に改称（旧佐野市）
1993 平5	・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言及び行動計画採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭課の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公布		
1994 平6	・国際人口・開発会議（カイロ）行動計画採択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱）	・高等学校での家庭課の男女必修実施 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・内閣に男女共同参画推進本部設置		

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1995 平7	・第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択（目標：平等・開発・平和）	・育児・介護休業法公布（育児休業法の改正法） ・ILO156号条約（家庭の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	
1996 平8		・男女共同参画2000年プラン策定	・とちぎ新時代女性プラン三期計画策定（H8～12） ・婦人青少年課を女性青少年課に改称 ・とちぎ女性センター開館 ・栃木県男女共同参画推進本部設置	・町民生活課女性生活係を設置（旧田沼町）
1997 平9		・男女雇用機会均等法改正法公布（女性に対する募集、採用、配置、昇進の差別的取り扱いの禁止） ・介護保険法公布		・女性団体（パルティング田沼）設立（旧田沼町）
1998 平10				・社会教育課社会教育係を生涯学習課生涯学習係に改称（旧葛生町）
1999 平11		・男女共同参画社会基本法公布 ・食料・農業・農村基本法公布（女性の参画の促進を規定）		・市民生活課女性生活係を女性政策・生活係に改称（旧佐野市） ・佐野市男女共同参画推進本部設置（旧佐野市）
2000 平12	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）政治宣言及び成果文書採択	・ストーカー規制法公布 ・男女共同参画基本計画策定	・女性青少年課女性係を女性青少年課男女共同参画担当に改組	・男女共同参画社会に関する市民意識調査実施（旧佐野市）
2001 平13		・内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ・配偶者暴力防止法公布 ・第1回男女共同参画週間実施（6/23～6/29）	・とちぎ男女共同参画プラン策定（H13～17）	・佐野市女性団体連絡協議会設立（旧佐野） ・市民生活課女性政策・生活係の女性政策部門を企画課企画係に移管し、男女共同参画社会推進担当（専任）を配置（旧佐野市） ・佐野市男女共同参画推進懇話会設置（旧佐野市）
2002 平14			・栃木県男女共同参画推進条例公布	・佐野市男女共同参画プラン策定（H14～18）（旧佐野市） ・町民生活課女性生活係を同課生活環境担当に改組（旧田沼町） ・男女共同参画情報紙「ハーモニー」創刊号発行（旧佐野市）
2003 平15		・次世代育成支援対策推進法公布 ・少子化社会対策基本法公布		・男女共同参画啓発紙「いっしょに」創刊号発行（旧葛生町） ・葛生町女性団体連絡協議会設立（旧葛生町）
2004 平16		・配偶者暴力防止法改正法公布（保護命令対象の拡大）	・とちぎ女性センターをとちぎ男女共同参画センターに改称	・情報誌「こらぼ」創刊号発行（旧田沼町） ・男女共同参画室設置（市民生活部へ移管）（旧佐野市）
2005 平17	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10世界閣僚級会合」（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画（第2次）策定	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・合併により新佐野市誕生 市民生活部に男女共同参画課を設置 男女共同参画懇話会設置 男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画ネットワークさの設立（市民団体）
2006 平18		・男女雇用機会均等法改正法公布（男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、間接差別の禁止、セクハラ防止が措置義務に）	・とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）策定（H18～22）	・佐野市男女共同参画推進条例制定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2007 平19		・配偶者暴力防止法改正法公布（保護命令制度の拡充）	・女性青少年課男女共同参画担当を青少年男女共同参画課男女共同参画担当に改称	
2008 平20		・女性の参画加速プログラム策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回提出		・佐野市男女共同参画プラン策定（H20～24）
2009 平21	・国連女子差別撤廃委員会（日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告）	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児介護休業法改正法公布（子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設（H22施行））	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改訂（H21～23）	・佐野市男女共同参画推進センター開館 ・男女共同参画情報紙「パレット」発行
2010 平22	・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚会合）（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画（第3次）策定		・ネットワークさのによる団体企画実践講座開始
2011 平23	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		・とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）策定（H23～27） ・とちぎ男女共同参画センター開所	
2012 平24				・男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
2013 平25		・配偶者暴力防止法改正法公布（保護命令対象の拡大）		・人権推進課と男女共同参画課が統合し、人権・男女共同参画課となる
2014 平26	・第58回国連婦人の地位委員会（「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議）		・人権・青少年男女参画課に改編	・佐野市男女共同参画プラン（第二期）策定（H26～R2）
2015 平27	・国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択（「ジェンダー平等と女性・女性のエンパワーメント」が目標に）	・女性活躍推進法公布 ・男女共同参画基本計画（第4次）策定		
2016 平28		・男女雇用機会均等法改正法公布（妊娠・出産に関するハラスメント防止が措置義務に）	・とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）策定（H28～32） ・栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画策定 ・「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」実施 ・「とちぎ女性活躍応援団」設立	・佐野市男女共同参画都市宣言制定 ・佐野市男女共同参画宣言都市を記念したキャッチフレーズを募集 ・佐野市男女共同参画推進センター（パレットプラザさの）移転
2017 平29		・育児介護休業法改正法公布（育児休業や休業給付期間の延長、男性の育児目的休暇の新設）		
2018 平30				・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査実施
2019 令和元				
2020 令和2				・佐野市男女共同参画プラン（第3期）策定（R2～6）

10. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

昭和 54（1979）年 12 月 18 日国際連合採択
昭和 60（1985）年 6 月 25 日批准条約第 7 号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問

わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部**第10条**

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部**第15条**

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕
- 〔2～9 略〕

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
 2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
- 〔第19、20条略〕

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
 2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
- 〔第22条、第6部略〕

11. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- ② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- ② 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- ② 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- ③ 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- ④ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ① 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - ② 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の10分

の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

[後略]

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月3日から施行する。

[後略]

12. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和元年法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」とい

う。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命

ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

13. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために

改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一

一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を

営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密

については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

14. 用語解説

【あ行】

・育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の複利に関する法律（育児・介護休業法） P3

仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

・一般事業主行動計画 P36

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間や目標、目標達成のための対策の内容及びその実施時期を定めたものです。従業員100人を超える事業所は、計画の策定が義務付けられています。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、事業主が女性活躍推進の取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、状況の把握・分析を踏まえ、計画の期間や目標、取組内容及び実施時期を定めたものです。従業員300人を超える事業所は、計画の策定が義務づけられています。

・M字カーブ P7

女性の労働力は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字型の曲線を描いています。

【か行】

・家族経営協定 P38

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って決めた協定です。

・均等・両立推進企業 P36

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業です。

・固定的な性別役割分担意識 P12

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきたということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法） P3

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では、労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。

【さ行】

・ジェンダー P28

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

・女性のエンパワメント P23

男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的・経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

・セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ） P17

性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

【た行】

・男女共同参画社会基本法 P1

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として公布、施行されました。

・デートDV P43

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

・ドメスティック・バイオレンス（略称DV）（配偶者からの暴力） P17

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされています。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

【は行】

・ファミリー・サポート・センター P24

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助ける（保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど）会員組織の事業です。

・フレックスタイム制 P36

1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び就業の時刻を自主的に決定して働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

・保護命令 P44

配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対して発する命令です。（１）接近禁止命令、（２）退去命令、（３）電話等禁止命令があります。

【ま行】

・メディア・リテラシー P34

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことを言います。

・メンタルヘルス P41

精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減・緩和とそれらへのサポートのことを言います。うつ病などの心の病気（精神疾患）の予防を目的とした場面で使われます。

【ら行】

・労働力率 P7

15歳から64歳までの生産年齢人口に対する労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合のことを言います。

【わ行】

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） P21

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。

佐野市男女共同参画プラン（第3期）

令和2（2020）年3月

発 行 佐野市
編 集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課
〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地 3
TEL 0283-61-1140
FAX 0283-61-1142
E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp/>